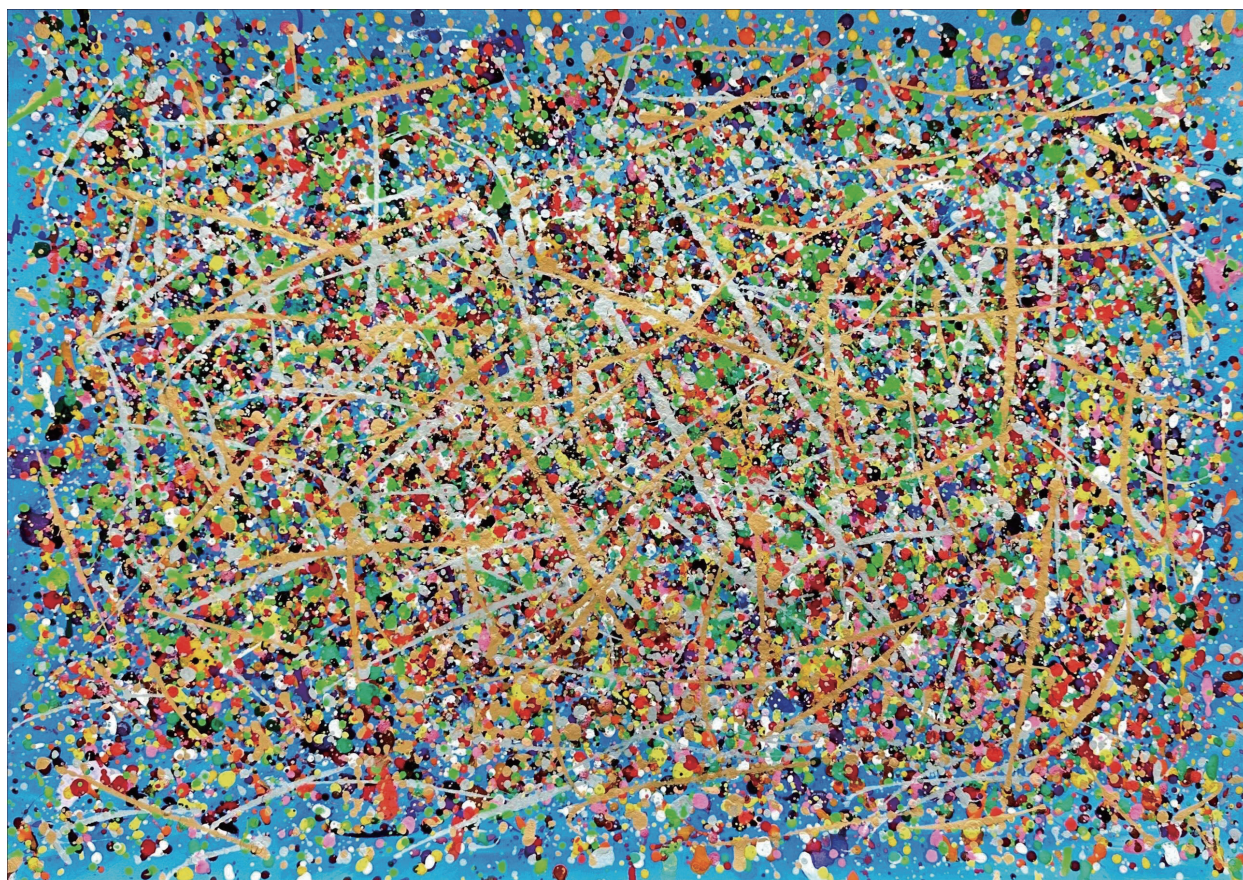


基礎資料



My history

再犯防止等施策に関する基礎資料

- | | | | |
|---|-----|--|-----|
| 1. 再犯の防止等の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 104 号) | 188 | 5. 政府・地方公共団体の再犯防止等
施策担当窓口一覧 | 254 |
| 2. 再犯防止推進計画 (平成 29 年 12 月 15 日閣議決定) | 192 | 6. 再犯防止等施策関係予算 (令和 5 年度、令和 6 年度) | 256 |
| 3. 第二次再犯防止推進計画 (令和 5 年 3 月 17 日閣議決定) | 221 | 7. 成人による刑事事件の流れ | 264 |
| 4. 再犯防止推進計画等検討会関係資料 | 252 | 8. 非行少年に関する手続の流れ | 266 |

1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）※

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

※ 再犯の防止等の推進に関する法律の概要

<https://www.moj.go.jp/content/001323307.pdf>



- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2. 再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）※¹

I 再犯防止推進計画策定の目的

第1 再犯防止のための諸施策における再犯防止推進計画の位置付け

〔再犯の現状と再犯防止対策の必要性・重要性〕

我が国の刑法犯の認知件数は平成 8 年以降毎年戦後最多を記録し、平成 14 年にピークを迎えた。これを受け、政府は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成 15 年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた。その結果、平成 15 年以降刑法犯の認知件数は 14 年連続で減少し、平成 28 年は戦後最少となった。

他方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18 年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続け、平成 28 年には現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高い 48.7 パーセントとなった。

平成 19 年版犯罪白書は、戦後約 60 年間にわたる犯歴記録の分析結果等を基に、全検挙者のうちの約 3 割に当たる再犯者によって約 6 割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、刑事司法関係機関がそれぞれ再犯防止という刑事政策上の目的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘した。

〔政府におけるこれまでの再犯防止に向けた取組〕

再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成 24 年 7 月には、再犯の防止は政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識の下、犯罪対策閣僚会議において、我が国の刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」※²（以下「総合対策」という。）を決定した。総合対策においては、「出所等した年を含む 2 年間における刑務所等に再入所する者の割合（以下「2 年以内再入率」という。）を平成 33 年までに 20 パーセント以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成 25 年 12 月には、平成 32 年（2020 年）のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、犯罪の繰返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込んだ「『世界一安全な日本』創造戦略」を閣議決定した。

平成 26 年 12 月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」※³（以下「宣言」という。）を決定した。宣言においては、「平成 32 年（2020 年）までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在（平成 26 年）の 3 倍にする。」「平成 32 年（2020 年）までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を 3 割以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成 28 年 7 月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある

※ 1 「再犯防止推進計画」概要版
<https://www.moj.go.jp/content/001322220.pdf>



※ 2 「再犯防止に向けた総合対策」
https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00020.html



※ 3 宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～
https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00026.html



者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」※4（以下「緊急対策」という。）を決定した。

さらに、国民の安全と安心を確保することは、我が国の経済活性化の基盤であるとの観点から、平成17年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針」）に、初めて「再犯の防止」を盛り込んで以降、「骨太の方針2017」まで継続して「再犯防止対策」を盛り込んできた。

こうした取組により、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標の達成は道半ばではあるものの、2年以内再入率が減少するなど、相当の成果が認められた。

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

再犯の防止等のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要であることはいうまでもない。刑事司法関係機関はこれらを支える取組を実施してきたが、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じている。こうした中、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組を実施する必要性が指摘されるようになった。これを受け、最良の刑事政策としての最良の社会政策を実施すべく、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直すことはもとより、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになった。また、再犯の防止等に関する取組は、平成32年（2020年）に我が国において開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されている。

〔再犯の防止等の推進に関する法律の制定と再犯防止推進計画の策定〕

そのような中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「推進法」という。）が制定され、同月に施行された。推進法において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するとされた。

政府は、推進法の施行を受け、平成28年12月に犯罪対策閣僚会議の下に新たに法務大臣が議長を務め、関係省庁の局長等を構成員とする「再犯防止対策推進会議」を閣議口頭了解により設置した。また、平成29年2月には、推進計画案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、検討会における計9回にわたる議論等を経て、推進計画の案を取りまとめ、ここに推進計画を定めるに至った。

第2 基本方針

基本方針は、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、

※4 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～
https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00048.html



国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである。

推進法は、第3条において「基本理念」を掲げているところであり、施策の実施者が目指すべき方向・視点は、この基本理念を踏まえて設定すべきである。

そこで、推進法第3条に掲げられた基本理念を基に、以下の5つの基本方針を設定する。

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第3 重点課題

再犯防止施策は、極めて多岐にわたるが、推進法第2章が規定する基本的施策に基づき、以下に掲げる7つの課題に整理した。これらの課題は相互に密接に関係していることから、関係府省庁が施策を実施するに当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識することはもとより、施策間の有機的関連を意識しつつ総合的な視点で取り組んでいく必要がある。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第4 計画期間と迅速な実施

推進法第7条第6項が、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加えることとしている

ことから、計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度末までの 5 年間とする。

推進計画に盛り込まれた個々の施策のうち、実施可能なものは速やかに実施することとする。これらの施策のうち、実施のための検討を要するものについては、本推進計画において検討の方向性を明示しているので、単独の省庁で行うものについては原則 1 年以内に、複数省庁にまたがるものや大きな制度改正を必要とするものは原則 2 年以内に結論を出し、それぞれ、その結論に基づき施策を実施することとする。

推進計画に盛り込まれた施策については、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策推進会議において、定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとする。

また、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標については、推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その確実な達成を図る。

Ⅱ 今後取り組んでいく施策

第 1 再犯の防止等に関する施策の指標

1. 再犯の防止等に関する施策の成果指標

- 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

(出典：警察庁・犯罪統計)

基準値 110,306 人・48.7% (平成 28 年)

- 新受刑者中の再入者数及び再入者率

(出典：法務省・矯正統計年報)

基準値 12,179 人・59.5% (平成 28 年)

- 出所受刑者の 2 年以内再入者数及び 2 年以内再入率

(出典：法務省調査)

基準値 4,225 人・18.0% (平成 27 年出所受刑者)

- 主な罪名 (覚せい剤取締法違反、性犯罪 (強制性交等・強姦・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性 (高齢 (65 歳以上)、女性、少年) 別 2 年以内再入率

(出典：法務省調査)

基準値 (覚せい剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)

19.2%・6.3%・16.2%・23.2% (平成 27 年出所受刑者)

基準値 (高齢、女性)

23.2%・12.6% (平成 27 年出所受刑者)

基準値 (少年)

11.0% (平成 27 年少年院出院者)

2. 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

(1) 就労・住居の確保等関係

- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

(出典：厚生労働省調査)

基準値 2,790 人・37.4% (平成 28 年度)

- 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

(出典：法務省調査)

基準値 18,555 社・774 社・1,204 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

- 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

(出典：法務省・保護統計年報)
基準値 6,864 人・22.1% (平成 28 年)

- 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合

(出典：法務省・矯正統計年報)
基準値 4,739 人・20.7% (平成 28 年)

- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

(出典：法務省調査)
基準値 11,132 人 (平成 28 年)

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

- 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数

(出典：法務省調査)
基準値 704 人 (平成 28 年度)

- 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

(出典：法務省調査)
基準値 333 人・4.4% (平成 28 年度)

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等関係

- 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率

(出典：法務省調査)
基準値 —

- 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合

(出典：法務省調査)
基準値 —

- 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率

(出典：文部科学省調査)
基準値 (受験者数・合格者数・合格率)
1,049 人・375 人・35.7% (平成 28 年度)
基準値 (受験者数・1 以上の科目に合格した者の数・合格率)
1,049 人・990 人・94.4% (平成 28 年度)

(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

- 保護司数及び保護司充足率

(出典：法務省調査)
基準値 47,909 人・91.3% (平成 29 年 1 月 1 日)

- “社会を明るくする運動” 行事参加人数

(出典：法務省調査)
基準値 2,833,914 人 (平成 28 年)



(5) 地方公共団体との連携強化等関係

- 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合

(出典：法務省調査)

基準値 ー

第2 就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）**1. 就労の確保等****(1) 現状認識と課題等**

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。

政府においては、「宣言」に基づき、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題がある。

(2) 具体的施策**① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得****ア 職業適性等の把握【施策番号1】**

法務省は、厚生労働省の協力を得て、就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを適切に実施する。【法務省、厚生労働省】

イ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設における協力雇用主、生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話、社会貢献作業等を実施する。また、矯正施設及び保護観察所において、コミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得を目的とした指導・訓練を行うなど、犯罪をした者等の就労意欲の喚起及び就職に必要な知識・技能等の習得を図るための指導及び支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、各矯正施設において、需要が見込まれる分野に必要な技能の習得を意識した効果的な職業訓練等を行うため、総務省及び厚生労働省の協力を得て、矯正施設、保護観察所のほか、地方公共団体、都道府県労働局、地域の経済団体、協力雇用主、各種職業能力開発施設、専門教育機関等が参画する協議会等を開催し、各矯正施設における職業訓練等の方針、訓練科目、訓練方法等について検討する。その結論を踏まえ、矯正施設職員に対する研修を充実させること、矯正施設における職業訓練等上記の関係機関等が参画することを推進すること等を

通じて、矯正施設における職業訓練等の実施体制の強化を図るとともに、矯正施設が所在する地域の理解・支援を得て、外部通勤制度や外出・外泊等を積極的に活用し、受刑者等に矯正施設の外で実施される職業訓練を受講させたり、協力雇用主等を訪問させたりすることを可能とする取組を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省】

エ 資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、犯罪をした者等の就労の促進の観点から需要が見込まれる業種に関し、前科があることによる就業や資格取得の制限の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、所管の該当する資格制限等について、当該制限の見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を実施する。【各府省】

② 就職に向けた相談・支援等の充実

ア 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

法務省及び厚生労働省は、適切な就労先の確保に向けた生活環境の調整、ハローワーク相談員の矯正施設への駐在や更生保護施設への協力の拡大、更生保護就労支援事業の活用など、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による一貫した就労支援対策の一層の充実を図る。また、法務省及び国土交通省は、矯正施設及び地方運輸局等の連携による就労支援対策についても、一層の充実を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

イ 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくりの活動の一環として少年サポートセンター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を実施）等が行う就労を希望する少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図る。【警察庁】

③ 新たな協力雇用主の開拓・確保

ア 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】

法務省は、警察庁及び厚生労働省の協力を得て、協力雇用主の要件や登録の在り方を整理するとともに、矯正施設及び保護観察所において、企業等に対し、協力雇用主の意義や、コレワークの機能、刑務所出所者等就労奨励金制度等の協力雇用主に対する支援制度に関する説明を行うなど、適切な協力雇用主の確保に向けた企業等への働き掛けを強化する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

イ 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、法務省の協力を得て、関係する各種事業者団体に対し、所属する企業等に対する広報・啓発を依頼するなどして、協力雇用主の拡大に向け、協力雇用主の活動の意義や協力雇用主に対する支援制度についての積極的な広報・啓発活動を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

ウ 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努める。また、刑務所出所者等を農

業の担い手に育成する就業支援センター等の取組が成果を挙げていることを踏まえ、農業を始め刑務所出所者等の改善更生に有用と考えられる業種の協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図る。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実

ア 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号 10】

法務省は、コレワークにおいて、協力雇用主等に対して、受刑者等が矯正施設在所中に習得・取得可能な技能・資格を紹介するとともに、協力雇用主等の雇用ニーズに合う受刑者等が在所する矯正施設の紹介や、職業訓練等の見学会の案内をするほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主の活動を支援する施策の周知を図るなど、協力雇用主等に対する情報提供の充実を図る。また、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、犯罪をした者等の就労に必要な個人情報を適切に提供していく。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

イ 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号 11】

法務省は、身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度の活用、協力雇用主に対する助言など、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援の充実を図る。【法務省】

ウ 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号 12】

法務省は、住込就労が可能な協力雇用主に対する支援の充実を図るとともに、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主がいても、犯罪をした者等が、その通勤圏内に住居を確保できず、就職できない場合があることを踏まえ、就労・住居の確保等のための取組を一体的に実施するなど、通勤圏内に住居を確保できない犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実を図る。【法務省】

エ 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号 13】

法務省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、各府省に対して、協力雇用主に関する情報を適時適切に提供する。【法務省】

⑤ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

ア 国による雇用等【施策番号 14】

法務省は、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組事例を踏まえ、犯罪をした者等の国による雇用等を更に推進するための指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、各府省における業務の特性や実情等を勘案し、その雇用等に努める。【各府省】

イ 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号 15】

法務省は、公共調達において、協力雇用主の受注の機会の増大を図る指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組の推進に配慮する。【各府省】

ウ 補助金の活用【施策番号 16】

法務省は、補助金の本来達成すべき目的を阻害しない範囲内で、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、各府省は、その結論に基づく取組の推進に配慮する。【各府省】

エ 協力雇用主に対する栄典【施策番号 17】

内閣府は、協力雇用主に対する栄典の授与に係る検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【内閣府】

⑥ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実**ア 就労した者の離職の防止【施策番号 18】**

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等において、就職した犯罪をした者等に対し、仕事や職場の人間関係の悩みなどを細かに把握し、適切な助言を行うなど、離職を防止するための支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号 19】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした者等を雇用した協力雇用主の雇用に伴う不安や負担を細かに把握し、その協力雇用主に対し、雇用継続に向けた助言を行うなど、継続的な支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 離職した者の再就職支援【施策番号 20】

法務省は、離職した犯罪をした者等を、積極的に雇用する協力雇用主のネットワークの構築を図る。また、法務省及び厚生労働省は、上記協力雇用主のネットワークとハローワークが連携するなどし、離職後の速やかな再就職に向けた犯罪をした者等と協力雇用主との円滑なマッチングを推進する。【法務省、厚生労働省】

⑦ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保**ア 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号 21】**

法務省は、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者や、就労に向けた訓練等が必要な者など、一般就労と福祉的支援の狭間にある者への対応が課題となっていることを踏まえ、受刑者等の特性に応じて刑務作業等の内容の一層の充実を図る。【法務省】

イ 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号 22】

法務省及び厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、その就労意欲や障害の程度等に応じて、障害者支援施策も活用しながら、一般の企業等への就労や、就労継続支援A型（雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供等を行うもの）又は同B型（雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供等を行うもの）事業における就労を実現できるよう取り組んでいく。また、生活が困窮していたり、軽度の障害を有しているなど、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業の積極的活用を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ ソーシャルビジネスとの連携【施策番号 23】

法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。【法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】

2. 住居の確保等

(1) 現状認識と課題等

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっている。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではない。

政府においては、「宣言」に基づき、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する際の宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、親族等のもとへ帰住できない者の割合も増加傾向にあることから、引き続き更生保護施設や自立準備ホームでの受入れを進める必要がある。また、更生保護施設には、かつての宿泊提供支援だけでなく、薬物依存症者その他の処遇困難者に対する処遇及び地域生活への移行支援が求められるなど、その役割が急激に拡大しており、更生保護施設における受入れ・処遇機能の強化の必要性が指摘されている。

加えて、更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等退所後は地域に生活基盤を確保する必要があるが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

ア 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号 24】

法務省は、平成28年6月に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正に基づき、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、受刑者等が必要とする保健医療・福祉サービスを受けることができる地域への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組の充実を図る。【法務省】

イ 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号 25】

法務省は、受刑者等とその親族等の交流において、必要のある者については、その関係の改善という点についても配慮するとともに、受刑者等の親族等に対して、受刑者等の出所に向けた相談支援等を実施する引受人会・保護者会を開催するなど、受刑者等の親族等に対する支援の充実を図る。【法務省】

② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

ア 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号 26】

法務省は、社会福祉法人等といった更生保護法人以外の者による整備を含め、更生保護施設の整備及び受入れ定員の拡大を着実に推進するほか、罪名、嗜好等本人が抱える問題性や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れて、それぞれの問題に応じた処遇を行うための体制の整備を推進し、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。【法務省】

イ 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号 27】

法務省は、高齢者又は障害のある者や薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の自立を促進するため、更生保護事業の在り方の見直し（Ⅱ第6.1（2）③イ）と併せ、更生保護施設における処遇の基準等の見直しに向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

ウ 自立準備ホームの確保と活用【施策番号 28】

法務省は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、専門性を有する社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により一時的な居場所の確保等を推進するほか、空き家等の既存の住宅ストック等を活用するなどして多様な居場所である自立準備ホームの更なる確保を進めるとともに、各施設の特色に応じた活用を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

③ 地域社会における定住先の確保

ア 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号 29】

法務省は、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、身元保証制度の在り方の見直しを含め、必要に応じ、所要の施策を実施する。【法務省】

イ 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号 30】

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。【法務省】

ウ 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号 31】

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。【国土交通省】

エ 賃貸住宅の供給の促進【施策番号 32】

法務省は、国土交通省の協力を得て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が

規定する住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを周知するなどして、その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。【法務省、国土交通省】

オ 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号 33】

法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者の再犯を防止するため、刑事施設において、受刑者に対し、更生緊急保護の制度や希望する地域の相談機関に関する情報を提供するとともに、保護観察所においては、更生緊急保護対象者に対し、地域の支援機関等についての適切かつ充実した情報の提供を行うとともに、必要に応じ、更生保護施設等の一時的な居場所の提供や定住先確保のための支援を行う。【法務省】

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

(1) 現状認識と課題等

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっている。

政府においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきた。

また、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきた。

しかしながら、「緊急対策」で指摘された事項に加えて、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための体制が不十分であることなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号 34】

法務省は、犯罪をした者等について、これまで見落とされがちであった福祉サービスのニーズを早期に把握して福祉サービスの利用に向けた支援等を実施することにより円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図る。【法務省】

イ 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号 35】

法務省は、歩行や食事等の日常的な動作全般にわたって介助やリハビリを必要とする受刑者等が増加していることを踏まえ、高齢者又は障害のある者等である受刑者等の円滑な社会復帰のため、体力の維持・向上のための健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適能力等の習得を図るための指導について、福祉関係機関等の協力を得ながら、その指導内容や実施体制等の充実を図る。【法務省】

ウ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号 36】

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

エ 更生保護施設における支援の充実【施策番号 37】

法務省は、「宣言」において設定された目標を踏まえつつ、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた必要な支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。【法務省】

オ 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号 38】

法務省は、刑事司法の各段階において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、刑事司法関係機関の職員に対して、高齢者及び障害のある者等の特性等について必要な研修を実施する。【法務省】

② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化【施策番号 39】**ア 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け**

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

イ 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号 40】

厚生労働省は、高齢者又は障害のある者等に福祉サービスを提供する社会福祉施設等に支給する委託費等の加算措置の充実を含め、社会福祉施設等全体の取組に対する評価について更に検討を行うなど、社会福祉施設等による高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの提供の促進を図る。【厚生労働省】

ウ 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号 41】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、総務省の協力を得て実施責任を有する地方公共団体の明確化を含む指針等を作成し、地方公共団体に対してその周知徹底を図る。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、総務省の協力を得て矯正施設・保護観察所の職員に対して住民票に関する手続等の周知徹底を図るなどし、矯正施設在所中から必要な支援を実施する。【総務省、法務省、厚生労働省】

③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

ア 刑事司法関係機関の体制整備【施策番号 42】

法務省は、検察庁において社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士の配置を充実させるなど、検察庁における社会復帰支援の実施体制の充実を図るとともに、保護観察所において福祉的支援や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、保護観察所における実施体制の充実を図り、入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保する。【法務省】

イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号 43】

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

2. 薬物依存を有する者への支援等

(1) 現状認識と課題等

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっている。また、平成27年に出所した者全体の2年以内再入率は18.0パーセントであるのと比較して、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は19.2パーセントと高くなっている。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要である。

政府においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、「緊急対策」に基づき、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしている。

しかしながら、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等について効果的な支援等を行う体制が不十分であること、そもそも薬物依存症治療を施すことができる専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域もあるなど一貫性のある支援等を行うための関係機関等の連携が不十分であること、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている刑事司法と保健医療・福祉との連携の在り方について調査研究す

る必要があること、薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等各種関係機関・団体が、薬物依存からの回復を一貫して支援する新たな取組を試行的に実施する必要があることなどが指摘されている。

(2) 具体的施策

① 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

ア 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号 44】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者ごとに、その再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムを一貫して実施するとともに、そのための処遇情報の確実な引継ぎを図る。【法務省、厚生労働省】

イ 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号 45】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、指導に当たる職員の知識・技能の向上や、保護観察所における薬物処遇の専門性を有する管理職員の育成・配置など、薬物事犯者に対する指導体制の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号 46】

法務省は、薬物事犯者の中には、地域において薬物乱用を繰り返していたことにより、あるいは、薬物密売者等からの接触を避けるため、従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在することを踏まえ、更生保護施設における薬物事犯者の受入れ、薬物依存からの回復に資する処遇を可能とする施設や体制の整備を推進し、更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実を図る。【法務省】

エ 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号 47】

法務省及び厚生労働省は、薬物事犯者の再犯の防止等に向け、刑の一部の執行猶予制度の運用状況や、薬物依存症の治療を施すことのできる医療機関や相談支援等を行う関係機関の整備、連携の状況、自助グループ等の活動状況等を踏まえ、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、新たな取組を試行的に実施することを含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。【法務省、厚生労働省】

② 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

ア 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号 48】

厚生労働省は、薬物依存症の治療を提供できる医療機関が限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であるため、治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在することを踏まえ、薬物依存症を含む依存症治療の専門医療機関の更なる充実を図るとともに、一般の医療機関における薬物依存症者に対する適切な対応を促進する。【厚生労働省】

イ 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号 49】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要であることを踏まえ、全国の子精神保健福祉センター等に、薬物依存症を含む依存症対策の専門員である依存症相談員を配置するなど、保健行政機関における薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。【厚生労働省】

ウ 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号 50】

厚生労働省は、薬物依存症者に対して、薬物依存症からの回復に向けた就労と住居の一体的支援活動を行う民間団体の活動の援助など、自助グループを含めた民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。【厚生労働省】

エ 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号 51】

厚生労働省は、一般国民に向けた講習会の開催や、冊子の配布等を通じ、薬物依存症についての一般国民、取り分け、薬物依存症者の親族等の意識・知識の向上を図る。【厚生労働省】

オ 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号 52】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、薬物依存症者の回復には、医療機関による治療だけでなく、自助グループを含めた民間団体等と連携した継続的な支援が重要であることを踏まえ、各地域において、薬物依存症者の治療・支援等を行うこれらの関係機関の職員等による連絡協議会等を開催し、地域における薬物依存症に関する課題を共有し、協働してその課題に対応するための方法を検討するなど、薬物依存症の対策に当たる各関係機関の連携強化を図る。【警察庁、法務省、厚生労働省】

カ 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号 53】

厚生労働省は、次の診療報酬改定に向けて、薬物依存症治療の診療報酬上の評価の在り方について、関係者の意見も踏まえて検討する。【厚生労働省】

③ 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

ア 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号 54】

厚生労働省は、薬物依存症の回復に向けた保健医療・福祉サービスの実施体制を充実させるために、薬物依存症者の治療・支援等に知識を有する医療関係者が必要であることを踏まえ、医師の臨床研修の内容や、保健師、助産師、看護師の国家試験出題基準の見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

イ 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号 55】

厚生労働省は、薬物依存症者への相談支援体制を充実させるために、薬物依存症に関する専門的知識を有し、薬物依存症者が抱える支援ニーズを適切に把握し、関係機関につなげるなどの相談援助を実施する福祉専門職が必要であることを踏まえ、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

ウ 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号 56】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて効果が認められている治療・支援が、認知行動療法に基づくものであり、薬物依存症に関する知識と経験を有する心理学の専門職が必要となることを踏まえ、新たに創設される公認心理師の国家資格の養成カリキュラムや国家試験の出題基準について、薬物依存症を含む依存症対策への対応という観点からも検討を行う。【厚生労働省】

エ 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号 57】

法務省は、薬物依存症のある保護観察対象者については、その症状や治療の状況に応じた支援が重要であることを踏まえ、その指導・支援に当たる者に対する研修等の充実を図る。また、

厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、薬物依存症者への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

（1）現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にある。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

（2）具体的施策

① 児童生徒の非行の未然防止等

ア 学校における適切な指導等の実施【施策番号 58】

文部科学省は、警察庁及び法務省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権啓発のための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

イ 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号 59】

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子供の居場所作りや子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談・学習支援など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進する。

また、同取組を効果的に実施するために、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を行うことを目的として、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、非行の未然防止等の観点も踏まえ、関係機関等に周知し、連携の強化を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 警察における非行少年に対する支援【施策番号 60】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が少年警察ボランティア等（少年指導委員、少年補導員、少年警察協助力員及び大学生ボランティア）の民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

ア 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号 61】

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図る。【法務省、文部科学省】

イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号 62】

法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在籍者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令32号）第2条に定める面接指導をいう。）の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。【法務省、文部科学省】

ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号 63】

法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、同試験の受験コースを設け、外部講師の招へい、教材の整備等を集中的に実施している施設の取組状況を踏まえ、他施設についても指導体制の充実を図る。【法務省、文部科学省】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号 64】

法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学の意義を理解させるとともに、学校の種類、就学援助や高等学校等就学支援金制度等の教育費負担軽減策に関する情報の提供を行うなどして、修学に対する動機付けを図る。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。加えて、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。【法務省、文部科学省】

イ 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号 65】

法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇

用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を実施する。特に、矯正施設において修学支援等を受けた者については、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティアが協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた効果的な支援を実施する。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設在所者・保護観察対象者のうち、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促す。【法務省、文部科学省】

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組(推進法第11条、第13条、第21条関係)

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状認識と課題等

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要である。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要がある。

政府においては、「総合対策」に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきた。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していく必要がある。

(2) 具体的施策

① 適切なアセスメントの実施

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号 66】

法務省は、少年鑑別所において、「法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)」の活用等により、鑑別の精度の一層の向上を図るとともに、処遇過程においてもそのアセスメント機能を発揮し、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別の実施を推進する。また、刑事施設・保護観察所において、再犯リスクや処遇指針の決定に資する情報を的確に把握し、受刑者や保護観察対象者に対する効果的な処遇を実施するため、アセスメント機能の強化を図る。【法務省】

イ 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号 67】

法務省は、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じ、更生支援計画（主として弁護人が社会福祉士などの協力を得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉の支援策等について取りまとめた書面）等の処遇に資する情報を活用した処遇協議を実施するなど、刑事司法関係機関を始めとする公的機関や再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等が保有する処遇に資する情報の活用を推進する。【法務省】

② 特性に応じた指導等の充実

i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

ア 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号 68】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設に

における性犯罪再犯防止指導や少年院における性非行防止指導、保護観察所における性犯罪者処遇プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、効果検証の結果を踏まえた指導内容・方法の見直しや指導者育成を進めるなどして、一層の充実を図るとともに、医療・福祉関係機関等との連携を強化し、性犯罪者等に対する矯正施設収容中から出所後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号 69】

警察庁は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図る。【警察庁、法務省】

ii ストーカー加害者に対する指導等

ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号 70】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者による重大な事案が発生していることを踏まえ、当該加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施する。【警察庁、法務省】

イ ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号 71】

警察庁は、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進する。【警察庁】

ウ ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号 72】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策等について調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、必要な施策を実施する。【警察庁、法務省】

iii 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

ア 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号 73】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。【警察庁、法務省】

イ 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号 74】

警察庁は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を検討の上、可能なものから順次実施する。【警察庁】

iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号 75】

法務省は、少年院において複数職員で指導を行う体制の充実を図るなどして、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等を実施するための体制の充実を図る。【法務省】

イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号 76】

法務省は、支援が必要な少年・若年者については、児童福祉関係機関に係属歴がある者や発達障害等の障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、少年院・保護観察所におけるケース検討会を適時適切に実施するなど、学校、児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、少年サポートセンター、子ども・若者総合支援センター（地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談窓口の拠点として設置するもの）等関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援等を実施する。【法務省】

ウ 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号 77】

法務省は、少年鑑別所在所中の少年に対し、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力を得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向上を図る。【法務省】

エ 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号 78】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が民間ボランティアや関係機関と連携して行う、非行少年の状況に応じた社会奉仕体験活動等への参加の促進等の立ち直し支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

オ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号 79】

法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、その保護者との関係改善に向けた指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活や未成年後見制度の利用等に向けた指導・支援を行う。【法務省】

カ 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号 80】

法務省は、少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方についての法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講じる。【法務省】

v 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号 81】

法務省は、女性受刑者や女子少年等について、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いこと、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があることなどを踏まえ、矯正施設において、このような特性に配慮した指導・支援の実施及び実施状況に基づく指導内容等の見直し、指導者の確保・育成を行うとともに、厚生労働省の協力を得て、女性の抱える問題の解決に資する社会資源を把握し、矯正施設出所後に地域の

保健医療・福祉関係機関等に相談できるようにするなど、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行う。また、法務省は、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号 82】

法務省は、犯罪をした者等の中には、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする者が存在することを踏まえ、発達上の課題を有する者のための教材の整備を図るとともに、厚生労働省の協力を得て、発達上の課題を有する者に対する指導等に関する研修等の充実、関係機関との連携強化等を図る。【法務省、厚生労働省】

vii その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

ア 各種指導プログラムの充実【施策番号 83】

法務省は、刑事施設における、アルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、少年院における特殊詐欺等近年の非行態様に対応した指導内容の整備、保護観察所における飲酒や暴力などに関する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実を図る。【法務省】

イ 社会貢献活動等の充実【施策番号 84】

法務省は、犯罪をした者等の善良な社会の一員としての意識の涵養や規範意識の向上を図るため、社会貢献活動などの取組について、実施状況に基づいて取組内容等を見直し、一層の充実を図る。【法務省】

ウ 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号 85】

法務省は、矯正施設において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の改善指導等への参画の推進、外部通勤制度・院外委嘱指導等の活用による社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の協力を得ながら効果的な指導等の充実を図るなど、広く関係機関や地域社会と連携した指導等を推進する。【法務省】

③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号 86】

法務省は、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、保護観察所において、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに、しよく罪指導プログラムを実施するなど、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実を図る。【法務省】

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号 87】

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部

科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組（推進法第5条、第22条、第23条、第24条関係）

1. 民間協力者の活動の促進等

（1）現状認識と課題等

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきている。

こうした再犯の防止等に関する活動を行う民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在であり、まさに全国津々浦々において、「世界一安全な日本」の実現に向けて陰に陽に地道な取組を積み重ねて来た方々である。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

（2）具体的施策

① 民間ボランティアの確保

ア 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号 88】

警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等の活動に関する広報の充実を図る。【警察庁、法務省】

イ 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号 89】

法務省は、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民が、実際に民間協力者として活動するようになることを促進するため、保護司活動を体験する保護司活動インターンシップ制度など、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供を推進する。【法務省】

ウ 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号 90】

法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野から地域の保護司適任者に関する情報収集を促進する。また、法務省は、同協議会で得られた情報等を踏まえて、保護司適任者に対して、実際に保護司として活動してもらえるよう、積極的な働き掛けを実施する。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

ア 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号 91】

警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。【警察庁】

イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号 92】

法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護ボランティアに対する研修の充実を図るとともに、BBS会による学習支援などの更生保護ボランティア活動に対する支援の充実を図る。また、法務省は、保護観察対象者等の指導・支援を担当している保護司が、保護司相互の相談・研修等の機会が得られるようにするとともに、保護司会の活動である保護司の適任者確保、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進するため、保護司経験者や専門的知見を有する者からの助言等を受けられるようにすることを含めた保護司会の活動に対する支援の充実を図る。【法務省】

ウ 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号 93】

法務省は、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、総務省の協力を得て、地方公共団体等と連携して、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置を着実に推進する。【総務省、法務省】

③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

ア 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号 94】

法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、更生保護施設が地域で生活する刑務所出所者等に対する支援や処遇を実施するための体制整備を図る。【法務省】

イ 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号 95】

法務省は、更生保護施設が、一時的な居場所の提供だけではなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能が求められるなど、現行の更生保護施設の枠組が構築された頃と比較して、多様かつ高度な役割が求められるようになり、その活動は難しさを増していることを踏まえ、これまでの再犯防止に向けた取組の中で定められた目標の達成に向け、更生保護事業の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

④ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

ア 再犯防止活動への民間資金の活用を検討【施策番号 96】

法務省は、更生保護法人のほか、NPO法人、社団法人、財団法人その他各種の団体等が、再犯の防止等に関する活動を行うための民間資金を活用した支援の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省】

イ 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号 97】

法務省は、関係府省の協力を得て、民間の団体等が行う再犯の防止等に関する活動における社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等に対してその調査結果を提供し、共有を図る。【法務省】

⑤ 民間協力者との連携の強化**ア 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号 98】**

法務省は、保護司、篤志面接委員、教誨師等民間協力者が有する特性を踏まえつつ、民間協力者の負担が大きくなるよう留意しながら民間協力者との適切な役割分担を図り、効果的な連携体制を構築する。また、法務省は、再犯の防止等において、弁護士が果たしている役割に鑑み、弁護士との連携を強化していく。【法務省】

イ 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号 99】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対して国や地方公共団体が実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、民間協力者に対して適切に情報提供を行う。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号 100】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を民間協力者の実施する研修等へ講師として派遣するなどし、民間協力者に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

2. 広報・啓発活動の推進等**(1) 現状認識と課題等**

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要である。

政府においては、これまでも、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきた。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

(2) 具体的施策**① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進****ア 啓発事業等の実施【施策番号 101】**

法務省は、各府省、地方公共団体、民間協力者と連携して、推進法第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と

理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の関係機関における再犯の防止等に関する施策や、その効果についての積極的な情報発信に努める。また、“社会を明るくする運動”においても、推進法の趣旨を踏まえて、再犯の防止等についてより一層充実した広報・啓発活動が行われるよう推進するとともに、広く国民各層に関心をもってもらうきっかけとするため、効果検証を踏まえて、広報媒体や広報手法の多様化に努める。【各府省】

イ 法教育の充実【施策番号 102】

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。【法務省、文部科学省】

② 民間協力者に対する表彰【施策番号 103】

内閣官房及び法務省は、民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、民間の個人・団体等による再犯の防止等に関する活動を促進するため、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者に対する表彰を実施する。【内閣官房、法務省】

第7 地方公共団体との連携強化等のための取組（推進法第5条、第8条、第24条関係）

1. 地方公共団体との連携強化等

(1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等の依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が多く存在する。政府においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところであるが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されている。

この点について、推進法においては、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるように努めなければならないことが明記された。

こうした中、一部の地方公共団体においては、自らがコーディネーターとなって、継続的な支援等を実施するためのネットワークを構築するなどソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）のための取組が実施されつつある。

しかしながら、地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、これらのことが、地方公共団体が主体的に、再犯の防止等に関する施策を進めていく上での課題となっている。

(2) 具体的施策

① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

ア 再犯防止担当部署の明確化【施策番号 104】

法務省は、総務省の協力を得て、全ての地方公共団体に再犯の防止等を担当する部署を明確

にするよう、必要な働き掛けを実施する。【総務省、法務省】

イ 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号 105】

法務省は、地域における犯罪をした者等の実情や支援の担い手となり得る機関・団体の有無等といった、地域において再犯の防止等に関する取組を進める上で必要な実態把握に向けた調査等を行う地方公共団体の取組を支援する。【法務省】

ウ 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号 106】

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

エ 資金調達手段の検討の促進【施策番号 107】

法務省は、関係府省の協力を得て、地方公共団体に対して、地域における再犯の防止等に関する施策や民間の団体等の活動を推進するための資金を調達する手段の検討を働き掛けていく。【法務省】

② 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号 108】

法務省は、地方公共団体において、再犯の防止等に関する施策の検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた地方再犯防止推進計画が早期に策定されるよう働き掛ける。法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、再犯の現状や動向、推進計画に基づく施策の実施状況等に関する情報を提供するなど、地方公共団体が地方再犯防止推進計画や再犯防止に関する条例等、地域の実情に応じて再犯の防止等に関する施策を検討・実施するために必要な支援を実施する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

③ 地方公共団体との連携の強化

ア 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号 109】

法務省は、警察庁、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体に対し、国が犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報を提供する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

イ 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号 110】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなどし、地方公共団体に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 国・地方協働による施策の推進【施策番号 111】

法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するため、国と地方公共団体の協働による再犯の防止等に関する施策の実施を推進する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

エ 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号 112】

警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、必要に応じ総務省の協力を得て、国が実施する再犯の防止等に関する施策について、地方公共団体に対して周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けていくとともに、地方公共団体においても、地域の状況に応じつつ、国が実施する再犯の防止等に関する施策と同様の取組を実施するよう働き掛けていく。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

第8 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組（推進法第18条、第19条関係）

1. 関係機関の人的・物的体制の整備等

（1）現状認識と課題等

犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにするためには、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚して自ら社会復帰のために努力することはもとより、社会において孤立しないよう、犯罪をした者等に対して適切な指導及び支援を行い得る人材を確保・養成し、資質の向上を図っていくことが求められている。また、矯正施設を始めとする再犯防止関係施設は、再犯の防止等に関する施策を実施するための重要な基盤であり、その整備を推進していくことが求められている。

しかしながら、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等は、それぞれ十分とはいえない体制の中で業務を遂行している現状にあり、様々な課題を抱えた犯罪をした者等に対して十分な指導・支援を行うことが困難な状況にあること、例えば、矯正施設については、地域住民の避難場所等災害対策の役割をも担っているにもかかわらず、現行の耐震基準制定以前に築造されたものが多く、高齢受刑者が増加している中でバリアフリー化に対応できていない施設、あるいは医療設備が十分でない施設も存在することなど、再犯の防止等に関する施策を担う人的・物的体制の整備が急務である。

（2）具体的施策

① 関係機関における人的体制の整備【施策番号 113】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、関係機関において、本計画に掲げる具体的施策を適切かつ効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

② 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号 114】

警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、再犯の防止等に関する施策が、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するだけでなく、犯罪予防対策としても重要であり、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであることを踏まえ、刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修等の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

③ 矯正施設の環境整備【施策番号 115】

法務省は、矯正施設について、耐震対策を行うとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、

特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する。【法務省】

(補足)

2019年(令和元年)12月には、犯罪対策閣僚会議で「再犯防止推進計画加速化プラン」^{※5}を決定し、より重点的に取り組むべき課題として満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化の推進及び民間協力者の活動の促進の3つを掲げた。

※5 再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～
<https://www.moj.go.jp/content/001322223.pdf>

「再犯防止推進計画加速化プラン」概要版
<https://www.moj.go.jp/content/001322224.pdf>



3. 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）※

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第1 再犯防止の現状と再犯防止施策の重要性

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年（285万3,739件）にピークを迎えたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少となった。

この数字は、諸外国と比較しても、我が国の治安の良さを示しており、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答している。

他方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にある。

このような再犯の傾向は、第一次の再犯防止推進計画（以下「第一次推進計画」という。）を策定した平成29年当時においても同様であり、政府は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、第一次推進計画を策定し、これに基づき、様々な取組を行ってきた。

国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能が始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくためには、これまでの取組を検証して必要な改善を図るとともに、新たな施策をも含めた、第二次再犯防止推進計画（以下「第二次推進計画」という。）を策定することが必要とされる。

第2 第二次推進計画策定の経緯

〔第一次推進計画の策定〕

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「推進法」という。）が制定、施行された。

政府は、推進法において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することとされ、これを受け、平成29年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次推進計画を閣議決定した。

第一次推進計画は、5つの基本方針の下、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備、という7つの重点課題と115の具体的施策により構成され、その計画期間は平成30年度から令和4年度までの5年間とされた。

令和元年12月、政府は、第一次推進計画に基づき実施している再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を加速化させるため、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を決定した。加速化プランでは、①「満期釈放者対策の充実強化」、②「地方公共団体との連携強化の推進」、③「民間協力者の活動の促進」の3つの取組を加速化させることとし、具体的な成果目標として、「令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる」こと、及び、「令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援する」ことが設定された。

※ 「第二次再犯防止推進計画」概要版
<https://www.moj.go.jp/content/001392899.pdf>



〔第一次推進計画に基づく取組〕

政府は、第一次推進計画や加速化プランに基づき、地方公共団体や民間協力者等の理解・協力も得て、各種施策に取り組み、一定の成果も上がってきた。

例えば、就労の確保については、矯正施設・保護観察所とハローワークが連携した就労先確保に向けた取組等により、矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数が増加し、住居の確保については、更生保護施設等による住居確保支援や矯正施設在所中の生活環境の調整の強化等により、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者数が減少している。また、満期釈放者対策の充実強化については、矯正施設在所中の生活環境の調整の強化や更生保護施設退所者に対する継続的な相談支援等の実施により、加速化プランにおいて設定された上記目標が達成された。

さらに、地方公共団体の取組としては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査するための「地域再犯防止推進モデル事業」の実施や、協議会等を通じた同事業の成果や好事例等の共有等が行われるとともに、令和4年10月1日現在で402の地方公共団体で地方再犯防止推進計画等が策定され、地域の実情に応じた様々な取組が進められている。また、民間協力者等の取組については、民間資金の活用などにより、地域における草の根の支援活動など多様な活動が更に広がった。

こうした一つ一つの取組の結果、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年犯罪対策閣僚会議決定）において設定された「出所年を含む2年間に於いて刑務所に再入所する割合（2年以内再入率）を令和3年までに16%以下にする」という数値目標を令和元年出所者について達成するに至った。

〔第一次推進計画に基づく取組の検証〕

政府は、第二次推進計画の策定を見据え、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）において、4回にわたる議論等を経て、第一次推進計画下における取組状況や成果を検証するとともに、今後の課題について整理した。

その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること」、「支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」などの課題が確認された。

その上で、検討会は、これらの課題を踏まえ、第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性として、以下の3つを取りまとめ、議論を進めた。

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

〔第二次推進計画の策定〕

政府は、検討会における更に計4回にわたる議論等を経て、第二次推進計画の案を取りまとめ、ここに第二次推進計画を定めるに至った。

Ⅱ 基本方針及び重点課題

第1 基本方針

第一次推進計画では、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、推進法第3条の「基本理念」を踏まえ、以下の5つの基本方針が設定された。

本基本方針は、施策の実施者が目指すべき方向・視点として、第二次推進計画においても踏襲する。

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第2 重点課題

第一次推進計画では、推進法第2章が規定する基本的施策に基づき、多岐にわたる再犯防止施策が7つの重点課題に整理された。第二次推進計画においては、第一次推進計画の重点課題を踏まえつつ、前記第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性に沿って、以下に掲げる7つの事項を重点課題とする。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

第3 計画期間と迅速な実施

推進法第7条第6項が、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加えることとしていることから、計画期間は、令和5年度から令和9年度末までの5年間とする。

第二次推進計画に盛り込まれた施策は、可能な限り速やかに実施することとし、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策推進会議において、定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとする。

また、Ⅳの第1に掲げる成果指標については、第二次推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その向上を図り、このうち、出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させることを目標として定める。

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

1. 就労の確保等

（1）現状認識と課題等

不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、政府においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組んできた。

さらに、第一次推進計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等にも努めてきた。

その結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数や犯罪をした者等を実際に雇用している協力雇用主の数が第一次推進計画策定前に比べて増加するなど、就労の確保に向けた政府の取組は、着実に成果を上げてきた。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もある。

これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要がある。

（2）具体的施策

① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

ア 職業適性の把握等【施策番号1】

法務省は、矯正施設において、厚生労働省の協力を得て、就労意欲や職業適性、個々の受刑者等が持つ能力等を把握するためのアセスメントを適切に実施するとともに、その結果を踏まえ、刑期の早い段階から、社会復帰後を見据え、職業訓練や就労支援指導を計画的に実施していく体制の整備を検討する。【法務省、厚生労働省】

イ 施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立【施策番号2】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、効果的に就労支援を実施するため、出所後の本人を取

り巻く生活環境を踏まえるなどし、矯正施設在所中から出所後の職場定着までの計画的かつ一貫した指導・支援に取り組む。【法務省、厚生労働省】

ウ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた処遇等【施策番号 3】

法務省は、矯正施設及び保護観察所において、コミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得を目的とした刑務作業や指導を行うなど、犯罪をした者等の勤労意欲の喚起及び就職に必要な知識・技能等の習得を図るための処遇の充実を図る。【法務省】

エ 刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等【施策番号 4】

法務省は、拘禁刑下において、刑務作業が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に必要な場合に行わせるべきものと位置付けられたことを踏まえ、アセスメント結果を基に動機付けを十分に行って就労意欲を喚起した上で、個々の受刑者の特性に応じた刑務作業を適切に課す。また、社会復帰後の自立や就労を見据えて、実社会で必要となる社会性や自発性を身に付けさせるためのコミュニケーション能力やマネジメント能力等を養成する刑務作業等を実施するほか、高齢の受刑者や心身に障害のある受刑者のうち、福祉的支援の対象とならない者に対して、就労につながるよう、その心身の機能の維持・向上を図る刑務作業等を実施する。【法務省】

オ 刑事施設における職業訓練等の充実【施策番号 5】

法務省は、関係機関や犯罪をした者等の雇用を希望する事業主等から意見を聴取するなどし、雇用ニーズに合わせて訓練種目の整理を行うとともに、就労に必要なパソコンスキルや職場等への定着に欠かせない課題解決能力については、勤労を中心として自立した社会生活を営んでいく必要がある全ての受刑者に対し、訓練・指導する体制を構築する。

また、職業訓練を修了した者に対しては、可能な限り関連する刑務作業に就業させることにより、身に付けた知識や技能を維持・向上させるほか、出所前における訓練内容の再指導や、出所後の就労先となる企業と連携した実践的訓練を積極的に実施するなどし、職業訓練及び刑務作業が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものとなるよう、その内容の見直しを含め、より一層の充実強化を図る。

加えて、法務省は、厚生労働省の協力を得て、協力雇用主、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話や職場定着等に向けた指導・支援を充実させる。【法務省、厚生労働省】

カ 資格制限等の見直し【施策番号 6】

法務省は、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」において実施した資格制限の見直しに関するニーズ調査結果、各資格等に関する制限内容及びその趣旨等に関する調査結果や、少年法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 47 号）の審議における資格制限の見直しに関する議論の内容等を踏まえ、関係省庁と協力し、前科があることによる資格等の制限やその運用の在り方・方向性について、総合的な検討を進める。

各府省は、その検討結果を踏まえ、所管する資格等の制限やその運用の在り方について、業務の性質等も考慮して、見直しの可否を検討し、必要に応じた措置を講じる。【各府省】

② 就職に向けた相談・支援等の充実

ア 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号 7】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした者等の適切な就労先の確保のため、より効果的な連携体制の在り方を検討するとともに、ハローワーク相談員の矯正施設への駐在や保護観察所等へ

の協力の拡大など、就労支援対策の一層の充実を図る。また、法務省及び厚生労働省は、矯正施設出所後の職場定着につなげるため、矯正施設在所中に内定企業や就労を希望する業種での就労を体験する職場体験を積極的に実施する。さらに、法務省及び国土交通省は、矯正施設及び地方運輸局等の連携による就労支援対策についても、一層の充実を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

イ 非行少年に対する就労支援【施策番号 8】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくりの活動の一環として少年サポートセンター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を実施）等が行う就労を希望する少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図る。【警察庁】

③ 協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実

ア 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号 9】

法務省は、犯罪をした者等がそれぞれの適性に応じた業種等に就職できるよう支援するため、社会における労働需要や矯正施設における職業訓練等の内容も踏まえつつ、多様な業種の協力雇用主の確保に努める。また、各府省は、法務省の協力を得て、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の増大を図るとともに、関係する各種事業者団体に対し、所属する企業等への協力雇用主の拡大に向けた周知を依頼するなど、積極的な広報・啓発活動を推進する。【各府省】

イ 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号 10】

法務省は、コレワークにおいて、協力雇用主等に対して、受刑者等が矯正施設在所中に習得・取得可能な技能・資格を紹介するとともに、協力雇用主等の雇用ニーズに合う受刑者等が在所する矯正施設の紹介や、職業訓練等の見学会の案内をするほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主の活動を支援する施策の周知を図るなど、協力雇用主等に対する情報提供の充実を図る。また、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、犯罪をした者等の就労に必要な個人情報を適切に提供する。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

ウ 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号 11】

法務省は、身元保証制度、刑務所出所者等就労奨励金制度、更生保護就労支援事業といった各種制度や、協力雇用主に対する助言や研修など、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援の充実を図る。【法務省】

エ 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号 12】

法務省は、各府省や地方公共団体における協力雇用主に対する支援の実施に資するよう、各府省や地方公共団体に対する協力雇用主に関する情報提供の在り方について検討し、適切に情報を提供する。【法務省】

オ 国による雇用等の推進【施策番号 13】

各府省は、「犯罪をした者等の就労の確保等のための取組に係る参考指針」を踏まえ、各府省における業務の特性や実情も勘案し、犯罪をした者等の雇用等に努める。法務省は、各府省におけるこうした取組を促進するために必要な支援等を行う。【各府省】

④ 就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援【施策番号 14】

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等において、犯罪をした者等に対し、悩みなどを把握した上で適切な助言を行うなど、離職を防止するための支援や離職後の再就職に向けた支援の充実を図る。また、寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業などにより、犯罪をした者等及び協力雇用主の双方に対する継続的な支援の充実を図ることで、職場定着を促進するとともに、再就職のための円滑な就労マッチングを推進する。【法務省、厚生労働省】

⑤ 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保

ア 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号 15】

法務省及び厚生労働省は、障害のある犯罪をした者等が、その就労意欲や障害の程度等に応じて、障害者支援施策も活用しながら、一般の企業等への就労や、就労継続支援 A 型（一般の企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供等を行うもの）又は同 B 型（一般の企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会の提供等を行うもの）事業における就労を実現できるよう取り組む。また、生活が困窮している者で、就労に向けて一定の準備を必要とする犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業の積極的活用を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 農福連携に取り組む企業・団体等やソーシャルビジネスとの連携【施策番号 16】

法務省は、矯正施設及び保護観察所において、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起し、農業等への就労促進を図るほか、農福連携関係団体から食材等の調達を推進する取組を通じ、双方にとって効果的で持続可能な関係構築を図る。また、高齢者・障害者の介護・福祉、ホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、協力雇用主への登録を促し、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。【法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

2. 住居の確保等

(1) 現状認識と課題等

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえる。

政府においては、これまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討を進めてきた。

その結果、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者数の減少（平成28年に比べて令和3年は4割減少）や満期釈放者の2年以内再入者数の減少（平成28年出所者に比べて令和2年出所者は3割減少）など、住居の確保に向けた政府の取組は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確

保が円滑に進まない場合があるなどの課題もある。

これらの課題に対応するため、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実、更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大等の取組を進めていく必要がある。

(2) 具体的施策

① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

ア 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実【施策番号 17】

法務省は、保護観察所による受刑者等の釈放後の生活環境の調整に地方更生保護委員会が積極的に関与し、その者が必要とする保健医療・福祉サービスを受けることができる地域への帰住を調整する取組を拡大させるなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組の充実を図る。

【法務省】

イ 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号 18】

法務省は、支援が必要な受刑者等の親族等に対し、受刑者等との適切な関係の構築という点に配慮しつつ、出所に向けた相談支援等を実施する引受人会・保護者会を開催するなど、受刑者等の親族等に対する支援の充実を図る。【法務省】

② 更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保

ア 更生保護施設の整備及び受入れ・処遇機能の充実【施策番号 19】

法務省は、更生保護施設の整備を着実に推進するほか、罪名、嗜好等本人が抱える課題や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れ、それぞれの課題に応じた処遇を行うとともに、地域社会での自立生活を見据えた処遇を行うための体制の整備を推進するなど、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。【法務省】

イ 自立支援の中核的担い手としての更生保護施設等の事業の促進及び委託費構造の見直し【施策番号 20】

法務省は、宿泊保護はもとより、更生保護施設退所後に向けた高齢者又は障害のある者等に対する福祉的支援への移行、薬物依存症者に対する回復支援の実施、満期釈放者や施設退所者等に対する継続的な通所・訪問支援の実施等、地域における犯罪をした者等の自立支援の中核的担い手として多様かつ高度な役割が更生保護施設に求められるようになり、その活動が難しさを増していることを踏まえ、更生保護施設等の事業の促進を図るとともに、更生保護委託費の構造等の見直しに向けた検討を行う。【法務省】

ウ 自立準備ホームの確保と活用【施策番号 21】

法務省は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、専門性を有する社会福祉法人や NPO 法人などに対する委託により犯罪をした者等の一時的な居場所の確保等を推進するほか、空き家等の既存の住宅ストック等を活用するなどして多様な居場所である自立準備ホームの更なる確保を進めるとともに、各施設の特色に応じた活用を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

③ 地域社会における定住先の確保

ア 居住支援法人との連携の強化【施策番号 22】

法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観察対象者等の住居の確保のため、居住支援法人との連携を強化し、住居提供者に対する不安軽減に向けた取組を行うとともに、見守りなど要

配慮者への生活支援を行う居住支援法人との更なる連携の方策を検討する。

また、法務省は、国土交通省の協力を得て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、保護観察対象者等に対する必要な指導等、法務省による継続的支援が受けられることを周知するなどして、その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。【法務省、国土交通省】

イ 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号 23】

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記（施策番号 22）の法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、引き続き、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨、引き続き、地方公共団体に周知・徹底を図る。【国土交通省】

ウ 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号 24】

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。【法務省】

エ 満期釈放者等に対する支援情報の提供等の充実【施策番号 25】

法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者等の再犯を防止するため、矯正施設において、必要が認められる受刑者等に対し、更生緊急保護や希望する地域の相談機関に関する情報の提供等、受刑者等の個別のニーズ等を踏まえた相談支援を行う。また、保護観察所において、更生緊急保護の申出のあった満期釈放者等に対し、地域の支援機関等についての必要な情報の提供を行うほか、更生緊急保護として、必要に応じ、更生保護施設や地域の社会資源等を活用した居場所の確保に向けた支援を行うとともに、定住先確保のための支援を行う。加えて、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法に基づき、矯正施設在所中に更生緊急保護の申出があった場合は、満期出所後直ちに必要な措置を受けられるよう、必要な調査や調整を行う。【法務省】

第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

(1) 現状認識と課題等

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっている。

政府においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図ってきた。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整

等を実施してきた。

また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、法務省と厚生労働省による検討会の結果を踏まえ、令和3年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組を開始した。

その結果、矯正施設から出所する者が年々減少する中であって、特別調整の対象者数や地域生活定着支援センターによる支援の実施件数が増加するなど、福祉的支援に向けた取組は、着実に実績を積み重ねてきた。

しかしながら、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を更に進める必要がある。

(2) 具体的施策

① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号 26】

法務省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が円滑に必要な福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図ることにより、福祉的支援が必要な者の掘り起こしや福祉サービスのニーズの把握を適切に行う。また、検察庁においては、入口支援の実施に当たって効果的な支援先の選定ができるよう、可能な限り弁護士とも協働しつつ、支援対象者の抱える課題や福祉サービスのニーズを適切に把握する。【法務省】

イ 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号 27】

法務省は、矯正施設において、社会福祉士等によるアセスメントを適切に実施し、福祉的支援の必要が認められる者に対し、支援に関する方針を明確にした上で、福祉関係機関等の協力を得ながら、健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力等を習得させるための指導を行うとともに、福祉施設の事前体験等の機会を適切に設けるなどし、福祉的支援についての動機付けも含む円滑な社会復帰に向けた指導を行う。また、福祉的支援の必要が認められるものの就労が可能な者に対しては、個人の特性に応じて就労に向けた支援を行うなど、個々の特性に応じた必要な支援の充実を図る。【法務省】

ウ 矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等【施策番号 28】

法務省及び厚生労働省は、特別調整の取組について、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携はもとより、地方公共団体とも協働しつつ、一層着実な実施を図る。また、特別調整の対象とはならないものの、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

ア 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号 29】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、地方公共団体との調整を強化するなどして、釈放後の円滑な福祉サービスの受給を促進する。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、引き続き、矯正施設・更生保護官署の職員に対して住民票に関する手続等の周知・徹底を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号 30】

厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が地域社会で生活できるよう、自立に向けた訓練や就労の支援を行うなど、社会福祉施設等による福祉サービスの提供の充実を図る。【厚生労働省】

③ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施【施策番号 31】

法務省は、保護観察所において、更生緊急保護の枠組みを活用し、検察庁を含む関係機関との連携により、勾留中の被疑者の段階から、その支援の必要性に応じ、本人の意思やニーズを踏まえつつ、住居、就労先、福祉サービス等に係る生活環境の調整を行うとともに、釈放後に、重点的な生活指導や福祉サービスに係る調整等を行う。法務省及び厚生労働省は、これら被疑者・被告人のうち、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図る。【法務省、厚生労働省】

④ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備【施策番号 32】

(ア) 刑事司法関係機関

法務省は、検察庁における社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士、矯正施設における福祉専門官等及び保護観察所における更生緊急保護等の社会復帰支援を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、検察庁、矯正施設及び保護観察所における社会復帰支援の実施体制の充実を図る。また、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、刑事司法関係機関の職員に対する高齢者及び障害のある者等の特性等に関する研修を実施する。

(イ) 更生保護施設

法務省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。

(ウ) 地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関

厚生労働省は、地域生活定着支援センターについて、その実施主体である地方公共団体と協働し、活動基盤の充実を図るとともに、同センターの職員に対する必要な研修を実施する。

また、法務省は、地域の保健医療・福祉関係機関の職員等に対し、刑事司法手続等に関する必要な研修を実施する。【法務省、厚生労働省】

2. 薬物依存の問題を抱える者への支援等

(1) 現状認識と課題等

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、政府においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進めてきた。

また、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等を進めてきた。さらに、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施してきた。

その結果、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、平成27年出所者が19.2パーセントであったところ、令和2年出所者は15.5パーセントまで減少するなど、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とはいえない状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移している。また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなど課題もある。

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要がある。さらに、増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要がある。また、薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要がある。

(2) 具体的施策

① 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実【施策番号 33】

警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、薬物乱用を許容しない環境づくりが最大の再犯防止策であることを踏まえ、薬物乱用を未然に防止するため、広く国民に対し、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について、効果的な広報・啓発を実施する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

② 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

ア 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施【施策番号 34】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者の再犯リスク等を適切に把握した上で、専門的プログラムなどの指導を一貫して実施するとともに、関係機関と連携した生活環境の調整や社会復帰支援を充実させる。また、薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、アルコールや医薬品への依存に陥る場合があるとの指摘があることや、犯罪をした者等の中には、アルコールや医薬品への依存が認められる者が一定数いることを踏まえ、そうした個々の対象者が抱える問題に応じた指導や支援を併せて実施する。加えて、指導・支援の効果をより一層高めるため、指導内容・方法の改善を図るほか、薬物依存症に関する知見を深める機会を充実させるなどして、指導や支援に当たる職員の育成を進める。【法務省、厚生労働省】

イ 増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実【施策番号 35】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、少年院における大麻に関する新たな指導教材の作成を行うとともに、保護観察所における専門的プログラムに大麻に関する指導項目を新設するなど、大麻事犯に対応した処遇の充実を図る。

厚生労働省は、大麻規制の見直しについての検討を進め、その検討結果に基づき、法改正を含む所要の措置を講じるほか、主として若年者に対して、大麻の危険性等を周知するための広報・啓発活動を推進する。【法務省、厚生労働省】

ウ 更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実【施策番号 36】

法務省は、薬物事犯者の中には、再犯につながるおそれのある環境から離脱するため従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在すること等を踏まえ、更生保護施設等における薬物事犯者の受入れを促進するとともに、薬物依存からの回復に資する処遇を行うための施設や体制の整備を推進し、更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実を図る。【法務省】

エ 麻薬取締部が実施する薬物乱用防止対策事業の拡大【施策番号 37】

厚生労働省は、法務省と連携し、「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」として、薬物事犯に係る保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を対象にプログラム等を実施しているところ、同事業の拡充に向けた検討を進める。【法務省、厚生労働省】

③ 治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進

ア 薬物依存の問題を抱える者等に対応する専門医療機関等の拡充及びその円滑な利用の促進【施策番号 38】

厚生労働省は、薬物依存の問題を抱える者等が、地域において、専門的な相談や入院から外来までの継続的な治療を受けることができるようにするため、相談支援や専門医療に従事する者の確保及び育成を進めるとともに、専門医療機関等の拡充や一般医療機関における適切な対応の促進を図る。

警察庁、法務省及び厚生労働省は、薬物依存の問題を抱える者等を、保健医療機関等へ適切につなぐことができるようにするため、各関係機関間において、情報共有、課題の抽出及び解決方策の検討をするなどし、連携体制の強化を図る。また、薬物依存の問題を抱える者だけではなく、その親族を始めとした身近な者が適切な機関に相談できるようにするため、精神保健福祉センターを始めとした相談支援機関等の周知を行うなど、支援に関する情報についての広報・啓発活動を推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

イ 自助グループ等の民間団体と共同した支援の強化【施策番号 39】

法務省は、薬物依存からの回復に向けた支援活動を行う自助グループ等の民間団体が果たす役割の重要性に鑑み、矯正施設及び保護観察所において、同民間団体との連携を強化し、刑事司法手続が終了した後も薬物依存の問題を抱える者等への支援が継続できる体制の整備を図る。

厚生労働省は、同民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号 40】

厚生労働省は、薬物依存症の回復に向けた一般的な保健医療・福祉サービスの中での実施体制を充実させるために、薬物依存症に関する基本的な知識を有する医療関係者が必要であることを踏まえ、令和2年度からは医師臨床研修制度において、精神科研修を必修化するとともに、

経験すべき疾病・病態の一つとして「依存症（ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博）」を位置付けたところであり、引き続き臨床研修を推進する。【厚生労働省】

エ 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職や心理専門職等の育成【施策番号 41】

厚生労働省は、薬物依存への問題を抱える者等への相談支援体制を充実させるために、薬物依存の問題を抱える者等の支援ニーズを適切に把握し、関係機関につなげるなどの相談援助を実施する福祉専門職・心理専門職が必要であることを踏まえ、精神保健福祉士、社会福祉士及び公認心理師の養成課程においても薬物依存症に関する適切な教育がなされるよう努める。

また、薬物依存等からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、薬物依存を抱える者等への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。【厚生労働省】

④ 薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策の検討【施策番号 42】

法務省及び厚生労働省は、刑の一部執行猶予判決を受けた者の再犯状況、刑事司法関係機関や保健医療機関等における指導・支援の効果等を検証するとともに、諸外国において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置について調査を行うなどし、新たな取組を試行的に実施することも含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。【法務省、厚生労働省】

第3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

（1）現状認識と課題等

我が国の高等学校への進学率は、98.8 パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の 33.8 パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8 パーセントは高等学校を中退している。また、少年院入院者の 24.4 パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち 56.9 パーセントは高等学校を中退している状況にある。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることに鑑み、政府においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援を実施してきた。また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司や BBS 会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきた。

その結果、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の全科目合格者率が増加するなど、修学支援のための取組は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もある。

これらの課題に対応するため、引き続き、矯正施設において、民間のノウハウや ICT の活用などにより教科指導の充実を図るとともに、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要がある。また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。

(2) 具体的施策

① 児童生徒の非行の未然防止等

ア 学校における適切な指導等の実施【施策番号 43】

文部科学省は、警察庁、法務省及び厚生労働省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権尊重の精神を育むための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、性犯罪の防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実、復学に関する支援体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図るとともに、高等学校中退者等に対して高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

イ 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号 44】

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子供の居場所作りや子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談・学習支援など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進する。

また、同取組を効果的に実施するために、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を行うことを目的として、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、関係機関等に周知し、連携の強化を図る。

さらに、法務省は、一部の少年鑑別所と都道府県警察において協定を締結し、継続補導対象者へのカウンセリング、心理検査を実施するなどしているところ、これらの取組の拡充を検討するなど、連携の強化を図る。【内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

ア 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号 45】

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室など保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活指導・支援等の充実を図る。【法務省、文部科学省】

イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号 46】

法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学に対する動機付けを図るほか、引き続き、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備、ICT の活用を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導を実施する。また、法務省は、文部科学省と連携しながら、少年院在院者のうち希望する者について、在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うことにより、高等学校教育機会の提供についての取組の更なる充実を図る。【法務省、文部科学省】

ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号 47】

法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、ICT の活用を進めるなどして、矯正施設における同試験に係る指導を強化するとともに、同試験に合格した少年院在院者等の希望進路の実現に向けた指導の充実を図る。【法務省、文部科学省】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 学校や地域社会における修学支援【施策番号 48】

法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS 会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を促進する。また、保護観察対象者のうち、修学の継続のために支援が必要な者については、矯正施設における修学支援を始めとした施設内処遇の内容等を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティア等が協働して、本人が抱える課題や実情等に応じた修学支援を実施するとともに、実施事例を通じて得られた知見を踏まえ、地域社会における効果的な修学支援施策を展開する。

法務省及び文部科学省は、矯正施設在所者・保護観察対象者のうち、修学支援の対象となる者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促す。【法務省、文部科学省】

イ 矯正施設・保護観察所職員と学校関係者の相互理解の促進等【施策番号 49】

法務省及び文部科学省は、矯正施設や保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。また、矯正施設・保護観察所の職員や学校関係者に対し、相互の連携事例の周知・共有を図る。【法務省、文部科学省】

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組(推進法第11条、第13条、第21条関係)

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状認識と課題等

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々である。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、政府においては、これまで、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール（G ツール）や保護観察所におけるアセスメントツール（CFP）を開発するなど、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきた。また、特定少年を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策を進めてきた。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けられる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を進める必要がある。また、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、

改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要がある。

(2) 具体的施策

① 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する情報の活用【施策番号 50】

法務省は、矯正施設及び保護観察所において、社会情勢や犯罪動向の変化も考慮した上で、犯罪をした者等の特性や再犯リスク等を踏まえた適切な処遇方針を策定するため、更生支援計画書等の公的機関や民間団体等が保有する処遇に資する情報を活用した多角的な視点によるアセスメントを行うことも含め、アセスメント機能の強化を図るとともに、アセスメント内容の他機関への適切な引継ぎを行う。

法務省は、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール（G ツール）や少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）、保護観察所におけるアセスメントツール（CFP）などを適切に活用するとともに、AI 技術の活用も含め、アセスメント精度の更なる向上に向けた検討を行う。【法務省】

② 特性に応じた指導等の充実

i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

ア 性犯罪者等に対する効果的な指導等の実施【施策番号 51】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設における性犯罪再犯防止指導や少年院における性非行防止指導、保護観察所における性犯罪再犯防止プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、指導者育成を進めるなどして、一層の充実を図るとともに、地域の医療・福祉関係機関等との連携を強化し、性犯罪者等に対する矯正施設在所中から出所後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図る。また、刑事司法手続終了後も継続的な支援が実施できるよう、地方公共団体や民間協力者が利用可能な支援ツールを提供し、その活用を促進する。

加えて、法務省は、海外において導入されている GPS 等により位置情報を取得・把握する運用や性犯罪対象者の自発的意思によって支援を受けることのできる社会内サポート体制も参考にしつつ、性犯罪者等の処遇の充実方策について検討する。【法務省、厚生労働省】

イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号 52】

警察庁は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図る。【警察庁、法務省】

ii ストーカー・DV 加害者に対する指導等

ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号 53】

警察庁及び法務省は、ストーカー・DV 加害者による重大な事案が発生していることを踏まえ、これら加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、これら加害者に対する適切な措置を実施する。【警察庁、法務省】

イ ストーカー加害者等に対するカウンセリング等【施策番号 54】

警察庁は、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、関係機関・団体と連携して、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進する。

また、法務省は、個々のストーカー・DV 加害者が抱える問題性等を踏まえ、矯正施設における改善指導や保護観察所における類型別処遇ガイドラインに基づく処遇を適切に実施する。【警察庁、法務省】

iii 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号 55】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センター等と矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団員に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。また、警察庁、法務省等の関係省庁は連携の上、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や預貯金口座の開設支援などの社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図る。【警察庁、金融庁、法務省】

iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等**ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号 56】**

法務省は、少年院において、複数職員で指導を行う体制の充実を図るとともに、少年鑑別所において、在所中の少年に対し、その自主性を尊重しつつ、健全育成に向けた支援等を適切に実施するほか、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力も得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成を考慮した処遇の充実を図る。また、刑事施設においても、おおむね 26 歳未満の若年受刑者に対し、少年院における矯正教育の手法やノウハウ、その建物・設備等を活用しながら、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等の充実を図る。【法務省】

イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号 57】

法務省は、支援が必要な少年・若年者については、児童福祉関係機関に係属歴がある者、虐待等の被害体験や発達障害等の障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、少年院・保護観察所におけるケース検討会を適時適切に実施するなど、学校、児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、少年サポートセンター、子ども・若者総合支援センター（地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談窓口の拠点として設置するもの）、地域若者サポートステーション（働くことに悩みを抱えている者を対象に、就労に向けた支援を行う機関）、弁護士・弁護士会、医療機関等関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援等を実施する。【法務省】

ウ 非行少年に対する立ち直り支援活動の充実【施策番号 58】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学、就労に向けた支援や社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の非行少年の状況に応じた立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

エ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号 59】

法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、保護者との適切な関係に関する指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活や未成年後見制度の利用等に向けた指導・支援を行う。【法務省】

v 女性の抱える困難に応じた指導等【施策番号 60】

法務省は、女性受刑者等について、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があること、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどを踏まえ、矯正施設において、関係機関との連携を強化し、これらの困難に応じた指導・支援を効果的に実施するとともに、女性のライフスタイルの多様化への対応や自身の被害防止の観点からの教育の充実を図る。また、法務省は、女性受刑者等のうち、女性であることにより様々な困難な問題を抱える者については、矯正施設出所後速やかに地域の保健医療・福祉サービス等を利用することができるよう、厚生労働省の協力を得て、困難な問題を抱える女性への支援のための諸制度や社会資源も活用しつつ、矯正施設在所中から関係機関等と連携した切れ目のない社会復帰支援等を行う。

さらに、法務省は、矯正施設出所後の自立した社会生活を視野に入れ、矯正施設において、女性受刑者等の就労意欲を喚起するとともに、女性の労働状況や特性を踏まえた矯正処遇等を実施するほか、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号 61】

法務省は、犯罪をした者等の中には、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要する者や、指導等の内容を理解するために特別な配慮を必要とする者のほか、虐待等の被害体験を有する者が存在することを踏まえ、その者の特性に応じた指導等の充実を図るとともに、厚生労働省や民間団体等の協力を得て、発達上の課題を有する者等に対する指導に関する研修の充実や関係機関との連携強化等を図る。また、知的障害等のある受刑者等について、関係機関との連携を強化しつつ、民間の知見も活用するなどし、その特性に応じた指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

vii 各種指導プログラムの充実【施策番号 62】

法務省は、刑事施設において、拘禁刑の創設の趣旨を踏まえ、自身の罪や被害者等に向き合い、作業や改善指導に対する動機付けを高める働き掛けを強化しつつ、アルコール依存を含む依存症の問題や、DVを含む対人暴力の問題を抱える者等に対し、その特性に応じた柔軟な指導が可能となるよう改善指導プログラムの充実を図る。また、少年院において、特定少年に対する成年としての自覚・責任を喚起する指導や社会人として必要な知識の付与に加え、特殊詐欺等近年の犯罪態様に対応した指導等の充実を図る。保護観察所においては、飲酒や暴力などに関する専門的プログラムの実施や社会貢献活動など、個々の対象者の特性に応じた指導の一層の充実を図る。【法務省】

③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号 63】

法務省は、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らが犯した罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等の置かれた状況や心情等を理解することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、新設される「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」に必要となる人的・物的体制を整備するなどして、被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育の充実を図る。

また、保護観察所においても、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるほか、必要となる人的体制を整備するなどして、新設される犯罪被害者等の心情等を聴取する制度の適切な運用に努める。加えて、しよく罪指導プログラムの実施や犯罪被害者等の被害の回復・軽減に誠実に努めるよう指導監督することなどにより、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇の一層の充実を図る。【法務省】

第5 民間協力者の活動の促進等のための取組（推進法第5条、第22条、第23条関係）

1. 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われている。こうした民間協力者の活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会において、高く評価されるべきものである。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在である。保護司が担う役割は、国際的な評価も高く、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）のサイドイベントとして開催した「世界保護司会議」では、「世界保護司デー」の創設等を盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択されるなど、“HOGOSHI”の輪は、我が国の枠を超えて世界への広がりを見せている。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っている。

政府は、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要がある。また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要がある。

保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されて久しい。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の

軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。

2. 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援

(1) 具体的施策

① 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号 64】

法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

② 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進【施策番号 65】

法務省は、保護司活動に関する事務の多くをオンライン上で実施できる体制の構築を目指し、保護司専用ホームページ“H@（はあと）”の機能拡充を図るとともに、保護司が使用するタブレット端末等を整備するなど、保護司活動の一層のデジタル化を図る。【法務省】

③ 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供【施策番号 66】

法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、保護観察所において、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、地域の保護司適任者に関する情報を収集する取組を強化する。また、法務省は、保護観察所において、保護司活動についての理解を広げるための保護司セミナーや保護司活動を体験する保護司活動インターンシップなどを通じて、同協議会で情報提供のあった保護司候補者等に対して、保護司活動についての理解を深めてもらうとともに、実際に保護司として活動してもらえよう、積極的に働き掛ける。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

④ 地方公共団体からの支援の確保【施策番号 67】

法務省は、総務省と連携し、地方公共団体に対し、保護司適任者に関する情報提供や職員の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所や自宅以外で面接できる場所の確保、顕彰等による保護司の社会的認知の向上、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置など、保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働き掛ける。【総務省、法務省】

⑤ 国内外への広報・啓発【施策番号 68】

法務省は、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れるため、保護司セミナーによる地域の関係機関等への広報、若年層にも訴求する多様な手法による広報を展開するとともに、地方公共団体による保護司への顕彰を促進することなどを通じ、国内における保護司の社会的認知・評価の向上を図る。

また、京都保護司宣言を踏まえ、国際会議等の場で保護司制度やその活動についての国際発信を推進し、保護司の国際的な認知・評価の向上を図る。【法務省】

3. 民間協力者（保護司を除く）の活動の促進

(1) 具体的施策

① 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

ア 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号 69】

警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対

して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。【警察庁】

イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号 70】

法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護女性会や BBS 会といった更生保護ボランティアに対する研修の充実を図るとともに、積極的な広報等により、担い手の確保を図る。また、地域の中で困難を抱える人を支援するため、更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実を図る。【法務省】

② 民間協力者との連携強化

ア 地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等【施策番号 71】

法務省は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、地域で再犯の防止等に資する取組を行う NPO 法人、社会福祉法人、企業、弁護士、社会福祉士や、自らの社会復帰経験に基づいて相互理解や支援をし合う自助グループといった民間協力者の把握に努めるとともに、そうした民間協力者を積極的に開拓し、より一層の連携を図る。

また、矯正施設において、民間事業者の協力を得ながら、外部通働作業・院外委嘱指導等を活用して、社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、自助グループや当事者団体を含む民間団体の協力を得ながら、効果的な指導・支援の充実を図るなど、広く地域の民間協力者と連携した指導等を推進する。

加えて、篤志面接委員や教誨師等、かねてから、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組を実施してきた民間協力者の特性や役割を踏まえ、効果的な連携を図る。【法務省】

イ 弁護士・弁護士会との連携強化【施策番号 72】

法務省は、犯罪をした者等に対して、切れ目のない効果的な支援を実施していく上で、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後まで継続的な関わりができる弁護士・弁護士会との連携が重要であることに鑑み、入口支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援分野における弁護士・弁護士会との連携の在り方を検討し、連携の強化を図る。【法務省】

ウ 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号 73】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対して国や地方公共団体が実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、民間協力者に対して適切に情報提供を行う。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

③ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進【施策番号 74】

法務省は、再犯防止分野において、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を含む成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業を推進するとともに、地方公共団体に対しても PFS を活用した再犯防止事業の導入に向けた支援を行うなどして、民間事業者が持つ資金・ノウハウを活用した再犯防止活動の促進を図る。【法務省】

④ 民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実

ア 民間協力者の活動に関する広報の充実【施策番号 75】

警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等、民間協力者の活動に関する広報の充実を図る。【警察庁、法務省】

イ 民間協力者に対する表彰【施策番号 76】

内閣官房及び法務省は、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を更に普及・促進するとともに、新たな活動の道を開く民間協力者の開拓にも資するよう、再犯を防止する社会づくりに功績・功労があった民間協力者を表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を引き続き実施し、効果的な広報に努める。【内閣官房、法務省】

第6 地域による包摂を推進するための取組（推進法第5条、第8条、第24条関係）

1. 現状認識と課題等

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となる。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められる。そのため、政府においては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査することを目的として、一部の地方公共団体と連携し、「地域再犯防止推進モデル事業」を実施するとともに、その成果等をその他の地方公共団体に共有するための協議会等を開催するなどしてきた。こうした国の取組に呼応し、地方公共団体においても、地方再犯防止推進計画の策定が進められており、「地域による包摂」に向けた取組には、一定の進展が見られる。

しかしながら、再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確とは言い難い面もあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること、支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があることなどの課題も見えてきている。

これらの課題に対応するため、国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示することで、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことなどが必要である。

2. 地方公共団体との連携強化等

(1) 国と地方公共団体の役割

国と地方公共団体は、それぞれ以下の役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進する。

① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、そ

れぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

(2) 具体的施策

① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

ア 市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 77】

法務省は、市区町村が、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施するなどして、上記の役割を十全に果たすことができるよう、都道府県とも連携しつつ、市区町村と刑事司法関係機関との連携体制を構築し、犯罪をした者等が必要な行政サービスを受けられるための市区町村に対するつなぎや情報の提供、行政サービスにつながった後の助言等の必要な支援を行う。また、市区町村に対し、行政サービスの提供に当たっては、重層的支援体制整備事業における相談支援や支援会議、基幹相談支援センターによる相談等の活用が考えられることを周知する。

さらに、矯正施設が所在する市区町村等と連携協力し、再犯防止にも地方創生にも資する取組を一層推進する。【法務省】

イ 都道府県による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 78】

法務省は、都道府県が、各地域の実情も踏まえ、域内の市区町村と連携し、再犯の防止等に関する取組を切れ目なく実施するために必要な調整や体制構築を行うなどして、上記の役割を十全に果たすことができるよう、都道府県に対して適切な情報提供や体制の整備に関する支援等を行う。【法務省】

② 地方再犯防止推進計画の策定等の支援【施策番号 79】

法務省は、地方再犯防止推進計画が未策定である地方公共団体に対し、矯正官署や保護観察所等の刑事司法関係機関や都道府県を通じるなどして、地域の実情に応じて地方再犯防止推進

計画を策定できるよう支援する。支援に当たっては、地域福祉計画の活用を含む地方再犯防止推進計画策定の手引を必要に応じて改訂するなどして、策定のために必要な情報を提供する。

また、既に地方再犯防止推進計画を策定済みの地方公共団体に対しては、その改訂や取組状況の評価等のために必要な支援を実施する。【法務省】

③ 地方公共団体との連携の強化

ア 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号 80】

法務省は、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の企画・立案及び評価等に資するよう、各府省の協力を得て、国における再犯の防止等に関する施策についての情報や関連する統計情報を適切に提供するとともに、市区町村単位の統計情報の把握・提供方法について早期に検討し、その提供を実現する。

また、法務省は、地方公共団体が犯罪をした者等に対する支援等を行うために必要な犯罪をした者等の個人に関する情報等について、それらの情報を提供するための方策を検討した上で、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、適切に提供する。【各府省】

イ 再犯の防止等の推進に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有等の推進【施策番号 81】

法務省は、地方公共団体に対して、犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正官署、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなど、再犯の防止等に関する知見を提供する。また、協議会の開催等を通じ、先進的な取組や好事例、課題等について各地方公共団体間での共有を図る。【法務省】

ウ 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号 82】

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域における国・地方公共団体・民間協力者等の多様な機関・団体による支援ネットワークの構築を推進するとともに、ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

3. 支援の連携強化

(1) 具体的施策

① 更生保護に関する地域援助の推進【施策番号 83】

法務省は、刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法の規定に基づき、保護観察所において、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域住民、地方公共団体、民間団体等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うことを通じ、関係機関等による犯罪をした者等に対する支援の充実を図る。【法務省】

② 更生保護地域連携拠点事業の充実等【施策番号 84】

法務省は、「更生保護地域連携拠点事業」における、犯罪をした者等が困ったときに身近に相談できる場所や日常の居場所を地域に確保したり支援団体による地域支援ネットワークを構築するなどの支援体制の整備業務や、犯罪をした者等に対する支援を行う民間協力者からの相談に応じるなどの支援者支援業務を充実させることにより、地域における“息の長い”支援を推進する。【法務省】

③ 法務少年支援センターにおける地域援助の充実【施策番号 85】

法務省は、法務少年支援センター（少年鑑別所）において、非行・犯罪をした者や、その支援を行う関係機関等の依頼に適切に対応できるよう、地域における多機関連携を一層強化する。また、支援を必要とする当事者等の利便性向上の観点から、WEB 面談システムの活用や、関係機関に赴くなどのアウトリーチ型の支援等について検討を進めるとともに、地域援助に関する制度の周知広報のための取組を積極的に推進するなどして、地域援助の充実を図る。【法務省】

4. 相談できる場所の充実

(1) 具体的施策

① 刑執行終了者等に対する援助の充実【施策番号 86】

法務省は、保護観察所において、刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法の規定に基づき、仮釈放や仮退院の期間を満了した者等から、電話やメールによるものを含め相談を受けるなどした場合、その改善更生を図るために必要があると認めるときは、保護観察所において、その意思に反しないことを確認した上で、更生保護に関する専門的知識を活用し、その特性や支援ニーズに応じた情報の提供、助言等を行うほか、地域の関係機関による支援につながるよう、必要な調整その他の援助を行う。【法務省】

② 更生保護施設による訪問支援事業の拡充【施策番号 87】

法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、訪問支援事業を早期に全国展開するなど、更生保護施設が地域で生活する犯罪をした者等に対して継続的なアウトリーチ型支援を実施するための体制の整備を図る。【法務省】

第7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組(推進法第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条関係)

1. 再犯防止に向けた基盤の整備等

(1) 現状認識と課題等

第6までに掲げられた再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、その基盤となる人的・物的体制の整備、施策の実施状況や効果の検証による施策の不断の見直し、効果的な広報・啓発活動の実施等が必要である。

政府においては、これまで、新たな官職の設置や専門スタッフの増配置、矯正施設を始めとする関係施設の整備、刑事情報連携データベースの開発運用等の体制整備を行うとともに、「再犯防止啓発月間」や「“社会を明るくする運動” 強調月間」等を中心とした広報・啓発活動などに取り組んできた。

しかしながら、いまだ課題は多く、再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を更に進める必要がある。

(2) 具体的施策

① 関係機関における人的・物的体制の整備

ア 関係機関における人的体制の整備【施策番号 88】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、関係機関において、本計画に掲げる具体的施策を適切かつ効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

イ 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号 89】

警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、再犯の防止等に関する施策が、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するだけでなく、犯罪予防対策としても重要であり、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであることを踏まえ、刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修等の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 矯正施設の環境整備【施策番号 90】

法務省は、矯正施設について、引き続き、耐震対策を行いつつ、医療体制の充実強化及びバリアフリー化に取り組む。また、被収容者の特性に応じた処遇の充実強化及び新設される「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の適切な運用等のための環境整備を着実に推進する。【法務省】

② 業務のデジタル化、効果検証の充実等

ア 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実のための基盤整備【施策番号 91】

法務省は、受刑者等の情報を管理する業務システムの刷新により、情報をデジタル化し、一元的管理を推進することで、矯正行政の効率化を図るとともに、より精度の高いデータに基づく処遇の実態把握や再犯防止効果の可視化を通じて矯正処遇の一層の充実を図る。また、保護司活動の負担低減、データ活用による保護観察の高度化、刑事手続と保護司活動とのデータ連係等に向けて、更生保護業務全般のデジタル化に取り組み、保護観察処遇等を一層充実させるための基盤を整備する。【法務省】

イ 再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用【施策番号 92】

法務省は、再犯の状況をより迅速かつ詳細に把握し、効果的な処遇を実施するため、刑事司法における情報通信技術の活用状況等を踏まえて、検察庁・矯正施設・保護観察所等の保有する情報の一層の連携を促進するとともに、刑事情報連携データベースの機能等を見直してその効率化・高度化を図る。また、連携した情報のより効果的な利活用方策を検討し、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進する。【法務省】

ウ 再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進【施策番号 93】

法務省は、就労支援を受けた者のその後の就労継続の状況や薬物依存のある者を地域における治療・支援につなげることによる効果を把握する方法を検討するなど、再犯の防止等に関する施策についての効果検証の一層の充実を図る。また、効果検証の結果や、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因を踏まえ、施策の見直しを含め、再犯の防止等に関する施策の一層の推進を図る。【法務省】

③ 再犯防止関係者の人材育成等【施策番号 94】

法務省は、研修等を通じ、地方公共団体や民間協力者等との知見の共有や相互の情報交換等を行うことで、再犯の防止等に関わる専門人材や理解者の育成を図る。また、相互理解の促進や連携強化のため、地方公共団体等との人事交流の積極化を図る。【法務省】

④ 広報・啓発活動の推進

ア 啓発事業等の実施【施策番号 95】

法務省は、各府省、地方公共団体、民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の関係機関における再犯の防止等に関する施策や、その効果についての積極的な情報発信に努める。また、広く国民各層に訴える広報媒体や広報手法を用いるよう努める。【各府省】

イ 法教育の充実【施策番号 96】

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資する基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。【法務省、文部科学省】

Ⅳ 再犯の防止等に関する施策の指標

第1 再犯の防止等に関する施策の成果指標

○ 検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号 1】

(出典：警察庁・犯罪統計)

基準値 109,626 人・47.0% (令和 3 年)

うち刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

基準値 85,032 人・48.6% (令和 3 年)

うち特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

基準値 24,594 人・42.3% (令和 3 年)

○ 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合【指標番号 2】

(出典：法務省・矯正統計年報)

基準値 13,475 人・83.4% (令和 3 年)

うち再入者数及び再入者率

基準値 9,203 人・57.0% (令和 3 年)

○ 出所受刑者の 2 年以内再入者数及び 2 年以内再入率【指標番号 3】

(出典：法務省調査)

基準値 2,863 人・15.1% (令和 2 年出所受刑者)

○ 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65 歳以上)、女性、少年)別 2 年以内再入率【指標番号 4】

(出典：法務省調査)

基準値(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)

15.5%・5.0%・12.3%・20.0% (令和 2 年出所受刑者)

基準値(高齢、女性)

20.7%・11.0% (令和 2 年出所受刑者)

基準値(少年)

9.0% (令和 2 年少年院出院者の 2 年以内再入院率)

9.7% (令和 2 年少年院出院者の 2 年以内再入院及び刑事施設入所率)

○ 出所受刑者の3年以内再入者数及び3年以内再入率【指標番号5】

(出典：法務省調査)

基準値 4,983人・25.0% (令和元年出所受刑者)

○ 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別3年以内再入率【指標番号6】

(出典：法務省調査)

基準値(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)

27.3%・11.6%・24.2%・33.0% (令和元年出所受刑者)

基準値(高齢、女性)

29.2%・20.2% (令和元年出所受刑者)

基準値(少年)

13.2% (令和元年少年院出院者の3年以内再入院率)

15.6% (令和元年少年院出院者の3年以内再入院及び刑事施設入所率)

○ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率【指標番号7】

(出典：法務省・保護統計年報)

基準値(保護観察付(全部)執行猶予者)

618人・25.5% (令和3年)

基準値(保護観察処分少年)

1,219人・16.1% (令和3年)

第2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

1. 就労・住居の確保等関係

○ 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号8】

(出典：厚生労働省調査)

基準値 3,130人・50.3% (令和3年度)

○ 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号9】

(出典：法務省調査)

基準値 24,665社・1,208社・1,667人 (令和3年10月1日現在)

○ 国及び地方公共団体において雇用した犯罪をした者等の数【指標番号10】

(出典：法務省調査)

基準値 —

○ 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号11】

(出典：法務省・保護統計年報)

基準値 5,653人・24.0% (令和3年)

○ 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号12】

(出典：法務省・矯正統計年報)

基準値 2,844人・16.0% (令和3年)

○ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号13】

(出典：法務省調査)

基準値 10,291人 (令和3年度)

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

- 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号 14】
(出典：法務省調査)
基準値 826 人 (令和 3 年度)
- 検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した者の数【指標番号 15】
(出典：法務省調査)
基準値 —
- 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号 16】
(出典：法務省調査)
基準値 —

3. 学校等と連携した修学支援の実施等関係

- 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号 17】
(出典：法務省調査)
基準値 54 人・30.5% (令和 3 年)
- 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号 18】
(出典：法務省調査)
基準値 —
- 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号 19】
(出典：文部科学省調査)
基準値 (受験者数・合格者数・合格率)
797 人・316 人・39.6% (令和 3 年度)
基準値 (受験者数・1 以上の科目に合格した者の数・合格率)
797 人・776 人・97.4% (令和 3 年度)

4. 民間協力者の活動の促進等関係

- 保護司数及び保護司充足率【指標番号 20】
(出典：法務省調査)
基準値 46,705 人・89.0% (令和 4 年 1 月 1 日)
- “社会を明るくする運動”行事参加人数【指標番号 21】
(出典：法務省調査)
基準値 867,395 人 (令和 3 年)

5. 地域による包摂の推進関係

- 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号 22】
(出典：法務省調査)
基準値 (都道府県、指定都市、その他の市町村 (特別区を含む。))
47 団体・100%、18 団体・90.0%、306 団体・17.7% (令和 4 年 4 月 1 日)

6. その他の参考指標

- 出所受刑者の5年以内再入者数及び5年以内再入率【指標番号 23】
(出典：法務省調査)
基準値 8,175 人・37.2% (平成 29 年出所受刑者)

注 1 「基準値」は、確定している最新の数値である。
2 「基準値 ー」は、新規の指標又は指標の内容を変更したことにより、今後、新たに統計を収集するものである。

4. 再犯防止推進計画等検討会関係資料

再犯防止推進計画等検討会設置要綱

平成 29 年 2 月 2 日
法 務 大 臣 決 定
平成 31 年 2 月 21 日
一 部 改 正
令和 2 年 3 月 30 日
一 部 改 正
令和 3 年 3 月 30 日
一 部 改 正
令和 4 年 1 月 31 日
一 部 改 正
令和 4 年 3 月 28 日
一 部 改 正
令和 5 年 5 月 24 日
一 部 改 正
令和 6 年 2 月 15 日
一 部 改 正

1 名称

再犯防止推進計画等検討会

2 目的

再犯防止推進計画等検討会（以下「検討会」という。）は、法務大臣が「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）第 7 条第 3 項に基づき作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項の検討及び同条第 1 項に基づき定められた「再犯防止推進計画」に盛り込まれた施策の進捗状況の確認等を行うことを目的とする。

3 検討会の構成

- （1）検討会の議長は、法務副大臣とする。
- （2）検討会は、関係行政機関の職員で、法務大臣が指名した官職にある者のほか、有識者をもって構成する。
- （3）検討会の構成員となる有識者は、法務大臣が委嘱する。
- （4）検討会の構成員となる有識者の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- （5）検討会に副議長を置く。副議長は、構成員の中から法務大臣が指名する。
- （6）議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の庶務は、大臣官房秘書課企画再犯防止推進室において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

再犯防止推進計画等検討会構成員

議長	法務副大臣
副議長	法務省大臣官房政策立案総括審議官
構成員 (関係省庁)	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 警察庁生活安全局生活安全企画課長 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長 総務省地域力創造グループ地域政策課長 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 法務省刑事局総務課長 法務省矯正局更生支援管理官 法務省保護局総務課長 法務省保護局更生保護振興課長 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室長 厚生労働省人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当） 厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室長 農林水産省経営局就農・女性課長 林野庁林政部経営課林業労働・経営対策室長 水産庁漁政部企画課長 中小企業庁経営支援部経営支援課長 国土交通省住宅局住宅企画官
(有識者)	川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授 幸島 聡 日本更生保護協会事務局長 堂本 暁子 元千葉県知事 野口 義弘 有限会社野口石油取締役会長（協力雇用主） 松田美智子 公益財団法人矯正協会特別研究員 宮田 桂子 弁護士 村木 厚子 元厚生労働事務次官 松本眞由美 更生保護法人全国保護司連盟副理事長 和田 清 昭和大学薬学部客員教授

(敬称略)

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

5. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧

政府の再犯防止等施策担当窓口一覧	
内閣官房	内閣官房副長官補室
内閣府	内閣府大臣官房企画調整課
こども家庭庁	支援局総務課
警察庁	生活安全局生活安全企画課
総務省	地域力創造グループ地域政策課
法務省	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
文部科学省	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省	職業安定局雇用開発企画課
	社会・援護局総務課
	社会・援護局障害保健福祉部企画課
	人材開発総務担当参事官室
農林水産省	経営局就農・女性課
水産庁	漁政部企画課
経済産業省 中小企業庁	経営支援部経営支援課
国土交通省	総合政策局政策課

都道府県・指定都市 再犯防止等施策担当窓口部局等一覧	
地方公共団体名	窓口部局等名
北海道	環境生活部くらし安全局道民生活課
青森県	健康医療福祉部健康医療福祉政策課
岩手県	保健福祉部地域福祉課
宮城県	保健福祉部社会福祉課
秋田県	健康福祉部地域・家庭福祉課
山形県	健康福祉部地域福祉推進課
福島県	保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課
茨城県	福祉部福祉政策課
栃木県	生活文化スポーツ部くらし安全安心課
群馬県	生活こども部生活こども課
埼玉県	福祉部社会福祉課
千葉県	健康福祉部健康福祉指導課
東京都	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
新潟県	福祉保健部福祉保健総務課
富山県	厚生部厚生企画課
石川県	健康福祉部厚生政策課
福井県	健康福祉部地域福祉課
山梨県	県民生活部県民生活安全課
長野県	健康福祉部地域福祉課
岐阜県	健康福祉部地域福祉課
静岡県	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課
愛知県	防災安全局県民安全課
三重県	子ども・福祉部地域福祉課
滋賀県	健康医療福祉部健康福祉政策課
京都府	文化生活部安心・安全まちづくり推進課
大阪府	政策企画部危機管理室治安対策課
兵庫県	県民生活部くらし安全課
奈良県	福祉医療部地域福祉課
和歌山県	環境生活部生活局県民生活課
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課

島根県	健康福祉部地域福祉課
岡山県	県民生活部くらし安全安心課
広島県	環境県民局県民活動課
山口県	健康福祉部厚政課
徳島県	危機管理部消費者政策課
香川県	健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課
愛媛県	県民環境部県民生活局県民生活課
高知県	子ども・福祉政策部地域福祉政策課
福岡県	福祉労働部福祉総務課
佐賀県	健康福祉部社会福祉課
長崎県	福祉保健部福祉保健課
熊本県	環境生活部県民生活局くらしの安全推進課
大分県	生活環境部生活環境企画課
宮崎県	福祉保健部福祉保健課
鹿児島県	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課
沖縄県	生活福祉部福祉政策課
札幌市	市民文化局地域振興部市政課
仙台市	健康福祉局地域福祉部社会課
さいたま市	福祉局生活福祉部福祉総務課
千葉市	保健福祉局健康福祉部地域福祉課
横浜市	健康福祉局地域保健福祉部福祉保健課
川崎市	健康福祉局地域包括ケア推進室
相模原市	健康福祉局生活福祉部生活福祉課
新潟市	福祉部福祉総務課
静岡市	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
浜松市	健康福祉部福祉総務課（人権啓発センター）
名古屋市	スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課
京都市	保健福祉局生活福祉部生活福祉課
大阪市	市民局市政支援室
堺市	健康福祉局生活福祉部地域共生推進課
神戸市	福祉局相談支援課
岡山市	保健福祉局保健福祉部福祉援護課
広島市	市民局市民安全推進課
北九州市	総務市民局安全・安心推進課
福岡市	市民局生活安全部防犯・交通安全課
熊本市	文化市民局市民生活部生活安全課

6. 再犯防止等施策関係予算（令和5年度、令和6年度）

施策 番号	施策・事業	令和5年 度予算額 (単位： 百万円)	令和6年 度当初予 算額 (単位： 百万円)	対前年度 増△減額 (単位： 百万円)	施策・事業の概要	備考
44	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【こども家庭庁】	16,241	16,252	11	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。	母子家庭等対策 総合支援事業の 内数
44	こどもの生活・学習支援事業【こども家庭庁】	18,062	16,252	△ 1,810	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供等を行う。	母子家庭等対策 総合支援事業の 内数
44	地域における子供・若者支援体制の整備推進【こども家庭庁】	54	54	0	社会生活を円滑に営む上で困難を有することも・若者への支援を効果的に行うためのネットワークである「子ども・若者支援地域協議会」並びにこども・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点である「子ども・若者総合相談センター」の設置及びその機能向上を促進	
44	地域における子供・若者支援に当たる人材養成【こども家庭庁】	28	28	0	地域におけるこども・若者の相談・育成に関わる取組や活動等に従事している職員を対象に、アウトリーチ（訪問支援）や相談業務に関する知識・技法の向上等に資する研修を実施	
8 44 58	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動【警察庁】	34	34	0	再非行のおそれのある少年に対する居場所づくり活動の充実強化	
54	ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科医療等との連携【警察庁】	12	10	△ 2	警察官が加害者への対応方法、治療やカウンセリングの必要性について助言等を受けることができるよう、地域精神科医等と連携	
54 89	ストーカー対策担当者専科【警察庁】	6	6	0	警察本部のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象に、専門教育を実施	
69 75	少年警察ボランティア等の活動に対する支援【警察庁】	138	134	△ 4	・少年警察ボランティア等の活動に対する謝金 ・少年警察ボランティア等に対する研修 ・大学生ボランティア裾野拡大	
88 89	担当職員に対する研修【警察庁】	9	8	△ 1	少年補導職員の研修等	
33 38	薬物乱用防止広報啓発用パンフレット、再乱用防止広報啓発用パンフレットの作成【警察庁】	2	3	1	薬物乱用防止広報啓発用パンフレット及び再乱用防止広報啓発用パンフレットの作成	

施策 番号	施策・事業	令和5年 度予算額 (単位： 百万円)	令和6年 度当初予 算額 (単位： 百万円)	対前年度 増△減額 (単位： 百万円)	施策・事業の概要	備考
32	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備【法務省】	77	78	1	検察庁における社会福祉士雇用等経費	
1、3、4、5、7、9、10、11、14、15、16、18、22、25、26、27、28、29、32、34、38、42、46、47、50、51、55、60、62、63、71、79、80、81、82、88、89、90、92、93、94	刑事施設における矯正処遇の充実【法務省】	50,815	45,658	△ 5,157	刑事施設における、受刑者に対する矯正処遇の充実を図る。	
1、3、4、7、9、10、11、14、15、16、18、22、26、27、28、32、34、35、38、46、47、48、50、51、56、57、59、60、61、62、63、71、88、89、90、92、93、94	少年院における矯正教育の充実【法務省】	3,774	3,525	△ 249	少年院における、在院者に対する矯正教育の充実を図る。	
13、14、26、32、44、46、50、56、57、71、85、88、89、90、92、93、94、96	少年鑑別所における鑑別等の充実【法務省】	2,049	1,353	△ 696	少年鑑別所における、在所者に対する鑑別等の充実を図る。	
60	女性の抱える困難に応じた指導等【法務省】	4	0	△ 4	「売春防止法」に基づき、補導処分に付された婦人に対する補導を実施する。	※令和6年度予算が0計上となっているのは、売春防止法の改正に伴って、婦人補導院が令和6年4月1日付けで廃止となったため。
13	国による雇用等の推進【法務省】	10	10	0	少年鑑別所10庁において保護観察対象者を雇用する。	少年鑑別所における鑑別等の充実の一部
26、27、28、32	高齢受刑者・障害を有する受刑者に対する指導・支援の充実【法務省】	1,029	998	△ 31	社会福祉士・精神保健福祉士の確保、認知症傾向のある受刑者に対する処遇の充実、社会復帰準備指導プログラムの効果的な実施、地域生活定着支援の充実等を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の一部
26、27、28、32、61	少年施設における障害のある者への指導【法務省】	155	145	△ 10	少年施設において、障害のある者への指導を充実させるため、職員専門知識を高めるとともに、専門知識を有した社会福祉士や精神保健福祉士等と協力して指導を行う。	少年院における矯正教育の充実及び少年鑑別所における鑑別等の充実の一部

施策 番号	施策・事業	令和5年 度予算額 (単位： 百万円)	令和6年 度当初予 算額 (単位： 百万円)	対前年度 増△減額 (単位： 百万円)	施策・事業の概要	備考
34、38	刑事施設における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】	188	194	6	刑事施設において、薬物依存離脱指導（R1）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の一部
34、35、38	少年院における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】	11	11	0	少年院において、薬物非行防止指導を充実させるために指導者の育成や重点的な薬物非行防止指導等を実施する。	少年院における矯正教育の充実の一部
26、44、57、85、89、94、96	地域における非行の未然防止等のための支援【法務省】	44	44	0	少年鑑別所において、地域援助として、学校等教育機関からの相談依頼を受けて知能検査や性格検査、職業適性検査を実施するほか、ワークブック等を用いた心理的支援等を行う。	少年鑑別所における鑑別等の充実の一部
51	刑事施設における性犯罪者に対する指導の充実【法務省】	232	244	12	刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（R3）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の一部
51	少年院における性非行防止指導の充実【法務省】	15	20	5	少年院において、性非行防止指導の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	少年院における矯正教育の充実の一部
63	刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】	90	198	108	刑事施設において、被害者の視点を取り入れた教育（R4）や一般改善指導（被害者感情理解指導）の効果的な実施及び指導体制並びに被害者等心情等伝達制度の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の一部
63	少年院における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】	42	72	30	少年院において、特定生活指導における被害者の視点を取り入れた教育を行うなど、被害者心情理解指導及び被害者等心情等伝達制度の充実を図る。	少年院における矯正教育の充実の一部
79、80、81、82	地方公共団体との連携協力体制の構築【法務省】	65	62	△ 3	刑務所出所者等の社会復帰支援充実のため、在所中から出所後の地域社会における継続的支援に向けた地方公共団体や関係機関等との連携体制を構築する。	刑事施設における矯正処遇の充実及び矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等の一部
5	刑事施設における職業訓練等の充実【法務省】	430	442	12	刑事施設において、青少年受刑者等に職業訓練を実施することにより、職業技能を付与し、その円滑な社会復帰を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の一部
4	刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実【法務省】	3,331	2,883	△ 448	刑事施設における刑務作業の円滑な実施と作業内容の改善向上を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の一部
2、7、9、10、11、14	矯正就労支援情報センターにおける就労支援の充実【法務省】	100	73	△ 27	矯正就労支援情報センターにおいて、刑務所出所者等の就労先を広域にわたって調整し、円滑な就労支援を促進する。	刑事施設における矯正処遇の充実及び矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等の一部
32、34、51、61、89	矯正研修所における矯正職員に対する研修の充実【法務省】	453	450	△ 3	矯正研修所において、矯正職員に対する研修を実施する。	

施策 番号	施策・事業	令和5年 度予算額 (単位： 百万円)	令和6年 度当初予 算額 (単位： 百万円)	対前年度 増△減額 (単位： 百万円)	施策・事業の概要	備考
7、9、10、 11、14、62、 79、80、81、 82、88、90、 92、93、94	矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等【法務省】	959	918	△ 41	矯正管区において、矯正施設の再犯防止施策に対する支援等を実施する。	
90	矯正施設の環境整備【法務省】	18,938	14,868	△ 4,070	矯正施設の新営・改修工事等を実施する。	
15、26、28、 29、31、32、 34、36、38、 42、50、51、 53、55、 57、59、60、 61、62、63、 71、79、94	保護観察対象者等の特性に応じた専門的な指導及び支援の実施【法務省】	164	159	△ 5	保護観察対象者等の特性に応じた指導・支援を実施する。	
17、18、19、 20、21、22、 24、25、28、 32、60、62	保護観察対象者等の住居の確保【法務省】	3,061	2,607	△ 454	保護観察対象者等の住居の確保を図る。	
1、3、4、6、7、 9、10、11、 12、13、 14、15	保護観察対象者等の就労の確保【法務省】	866	823	△ 43	保護観察対象者等の就労の確保を図る。	
44、45、66、 67、70、71、 73、74、 75、82、 87、94、95	保護司等の民間ボランティアの確保及び支援並びに犯罪予防活動の実施【法務省】	4,705	4,647	△ 58	保護司等の民間ボランティアの確保及び支援並びに犯罪予防活動（更生保護に関する広報啓発活動等）を実施する。	
63	更生保護における犯罪被害者等施策【法務省】	98	96	△ 2	更生保護官署において犯罪被害者等支援を実施する。	
83、84、 86、87	更生保護における息の長い支援【法務省】	41	45	4	満期釈放者等に対する息の長い支援を実施する。	
91	保護観察等業務支援システムの運用【法務省】	693	341	△ 352	更生保護トータルネットワークシステムの運用を行う。	デジタル庁一括計上
92、93	刑事情報連携データベースシステムの運用【法務省】	416	298	△ 118	検察庁・矯正施設・保護観察所等が保有する情報を連携するデータベースシステムの運用管理	デジタル庁一括計上予算
81、92	犯罪白書【法務省】	25	38	13	犯罪の動向・犯罪者の処遇に関する調査を行い、その成果を「犯罪白書」として発表。	経常研究経費の内数
60、81、92	（特別研究）女性と犯罪に関する研究【法務省】	5	0	△ 5	虐待等の被害体験や摂食障害等の問題を含め、女性犯罪者の抱える問題とその特徴、女性特有の課題に係る処遇等の実施状況等に関する調査を行い、その特性に応じた効果的な指導及び支援の在り方等の検討のための資料を提供。	
81	（特別研究）交通犯罪に関する研究【法務省】	0	2	2	悪質な交通事故や重大な交通違反を起こした者について、かかる交通事犯に至った経緯等に関する実態の詳細を明らかにし、交通事犯防止策、被害者支援策等の検討のための資料を提供。	

施策 番号	施策・事業	令和5年度 予算額 (単位： 百万円)	令和6年度 当初予算額 (単位： 百万円)	対前年度 増△減額 (単位： 百万円)	施策・事業の概要	備考
95	人権啓発活動【法務省】	3,607	3,537	△ 70	人権週間を中心に全国各地で、講演会等の開催、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施	人権擁護関係予算（デジタル庁一括計上予算を含む。）の内数
96	法教育の推進【法務省】	32	11	△ 21	教員や教育関係者に対し、広報活動等を実施し、法教育に対する理解を促進するとともに、利便性の高い法教育教材を提供して、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現	
74	ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した非行少年への学習支援事業【法務省】	29	0	△ 29	民間事業者と連携した効果的な再犯防止の取組を推進するため、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用し、非行少年に対する少年院在院中から出院後までの継続的な学習支援を実施	令和5年度で事業終了
9、81、95	再犯防止に関する広報・啓発事業【法務省】	25	25	0	再犯防止に関する広報・啓発活動の推進に係る啓発事業等の実施	
77、78、81	地域再犯防止推進事業交付金【法務省】	50	56	6	地方公共団体における再犯防止の取組を一層促進するため、法務省において都道府県が行うべき具体的事業を定め、都道府県が、これらの事業を継続的に実施するに当たり、法務省がその経費の1/2を補助する。	
79、80、81、82	地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会等【法務省】	10	10	0	協議会等の開催を通じ、地方における再犯防止の取組において蓄積された成果や課題等を全国の地方公共団体へ共有するなどし、更なる取組の促進を図る。	
44	地域と学校の連携・協働体制構築事業【文部科学省】	7,066	7,050	△ 16	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援	
44、48	地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業【文部科学省】	9	9	0	高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サボステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。	
44	依存症予防教育推進事業【文部科学省】	24	22	△ 2	依存症予防教育に関するシンポジウムを実施するとともに、「依存症予防教室」の開催等を行う。	青少年を取り巻く有害環境対策の推進の内数
47	高等学校卒業程度認定試験等【文部科学省】	410	489	79	高等学校卒業程度認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とその他のためのデータ管理	高等学校卒業程度認定試験等の内数
30	障害福祉サービス（地域生活移行個別支援特別加算）【厚生労働省】	1,472,806	1,565,141	92,335	医療観察法対象者等に対する障害者グループホーム等における相談援助等にかかる報酬（加算）	障害者自立支援給付費負担金（介護給付・訓練等給付費）の内数

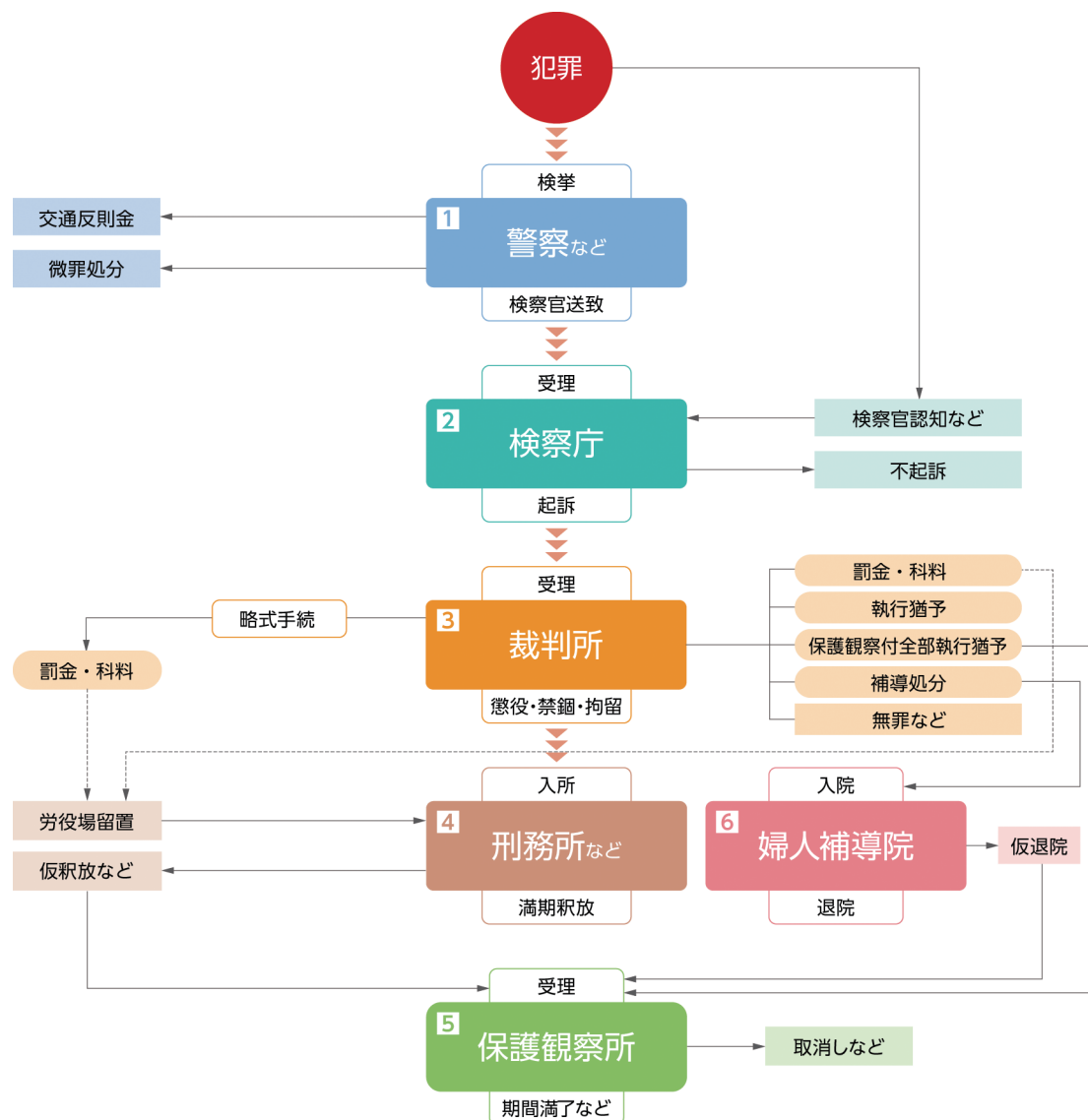
施策 番号	施策・事業	令和5年 度予算額 (単位： 百万円)	令和6年 度当初予 算額 (単位： 百万円)	対前年度 増△減額 (単位： 百万円)	施策・事業の概要	備考
33	依存症に関する普及啓発事業【厚生労働省】	50	50	0	依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、普及啓発イベント等を実施	
38	依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】	53	106	53	都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施	依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数
38	依存症支援者研修事業【厚生労働省】	529	586	57	都道府県・指定都市において、依存症者や家族に対する相談・治療等の支援を行う人材を養成するための研修を実施	依存症対策地域支援事業の内数
38	依存症専門相談支援事業【厚生労働省】	529	586	57	都道府県・指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点を設置するなど、依存症者や家族に対する相談・指導等の支援を実施	依存症対策地域支援事業の内数
38	連携会議運営事業【厚生労働省】	529	586	57	薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援に向けて、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議を開催	依存症対策地域支援事業の内数
39	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業【厚生労働省】	50,400	50,500	100	地域で薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体の活動を支援	地域生活支援事業等の内数
39	依存症民間団体支援事業【厚生労働省】	39	49	10	全国規模で依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援	
2、5、15	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者就労訓練事業【厚生労働省】	54,500	53,062	△ 1,438	就労に向け準備が必要な者や一定期間継続的に柔軟な働き方が必要な者に対し、対象者の状況に応じた支援を実施	生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金の内数
28	地域生活定着促進事業【厚生労働省】	1,540	1,509	△ 31	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする釈放後に行き場のない犯罪をした者等の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働して、支援の対象者となる人が釈放後から福祉サービス等を受けられるよう取り組む事業	
28、32	地域生活定着支援人材養成研修事業【厚生労働省】	10	15	5	地域生活定着支援センターの職員を対象とし、高齢又は障害のある犯罪をした者等への支援方法等の習得を目的とした中央研修を実施	

施策 番号	施策・事業	令和5年 度予算額 (単位： 百万円)	令和6年 度当初予 算額 (単位： 百万円)	対前年度 増△減額 (単位： 百万円)	施策・事業の概要	備考
44	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業【厚生労働省】	54,500	53,062	△ 1,438	生活困窮者自立支援法に基づき、貧困によってこどもの将来が閉ざされることがないように、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整等、きめ細かで包括的な支援を行う「子どもの学習・生活支援事業」を実施	生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金の内数
33、37、42	薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業【厚生労働省】	85	135	50	・保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物乱用者及び起訴猶予見込みの者に対する再乱用防止プログラムの実施や医療機関等への引継ぎを政策的に行うことにより、再乱用の防止を図る。 ・再乱用防止対策啓発冊子を都道府県警察や地方検察庁等の捜査機関に配布し、知識の向上を図る。 ・薬物依存症者及びその家族の社会的受入を促進することを目的とする講習会を開催する。	
33、35、43	薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発事業【厚生労働省】	172	158	△ 14	・国民啓発運動を実施し、国民の薬物乱用防止意識の向上及び薬物乱用による危害を周知することにより、薬物乱用の防止を図る。 ・教育機関等からの要請に応じ、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣し、薬物乱用について講義を行うことにより、青少年等の国民の薬物乱用防止意識の向上及び薬物乱用の防止を図る。 ・青少年の発達段階に応じた薬物乱用防止啓発読本を作成し、若年層へ配布する。 ・若年層のうち、大麻への関心が高い者をターゲットに、インターネット上の行動に応じたデジタル広告等を通じた広報啓発を実施することにより、大麻に興味がある若年層の行動の変化を促す。	
7、14、88、89	刑務所出所者等就労支援事業【厚生労働省】	708	697	△ 11	刑務所出所者等に対して、ハローワークによる職業相談・紹介、トライアル雇用助成金等の支給等を実施するほか、事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に関する啓発や求人開拓を行うなど総合的な支援を実施	



施策 番号	施策・事業	令和5年 度予算額 (単位： 百万円)	令和6年 度当初予 算額 (単位： 百万円)	対前年度 増△減額 (単位： 百万円)	施策・事業の概要	備考
9、16	農の雇用事業【農林水産省】	8,623	4,667	△ 3,956	青年による農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、新規就業者が障害者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合に支援単価を加算	農業人材力強化 総合支援の内数
9、16	雇用就農資金【農林水産省】	10,603	12,124	1,521	青年による農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を新たに雇用する場合に資金を助成するとともに、就農希望者が障害者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合に支援単価を加算	新規就農者育成 総合対策の内数
9	「緑の雇用」担い手確保支援事業【農林水産省】	4,001	3,941	△ 60	新規就業者の確保・育成に向けた林業経営体が行う人材育成研修や現場技能者のキャリアアップ対策等に要する費用等を支援	「緑の雇用」担 い手確保支援事 業の内数
9、10、11	経営体育成総合支援事業【農林水産省】	498	450	△ 48	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、インターンシップや就業体験の受入、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援	
16	農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）【農林水産省】	9,070	8,389	△ 681	障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設等の整備、農業分野への就業を希望する障害者等に対して農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアドバイスする専門人材の育成等の取組を支援	農山漁村振興交 付金の内数

7. 成人による刑事事件の流れ



① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤ 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

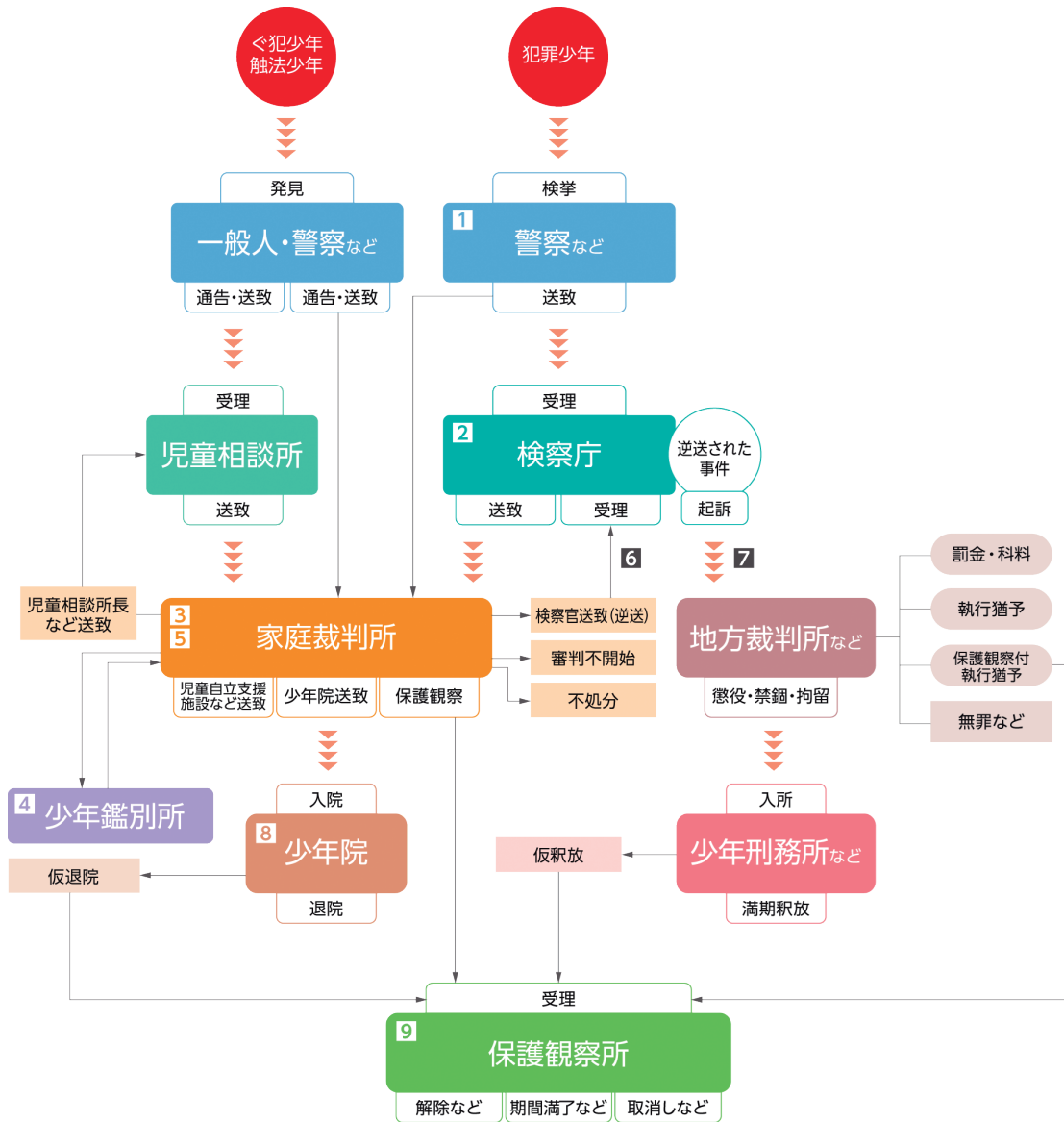
保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

⑥ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）による売春防止法の改正により、2024年（令和6年）4月1日に婦人補導院は廃止となりました。

8. 非行少年に関する手続の流れ



① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所へ送致して鑑別を行ったりします。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、犯行時に16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件のほか、犯行時に18歳以上の少年（特定少年）が犯した死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件及び犯行時に18歳以上の少年（特定少年）が犯した選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件については、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。